

早稲田大学審査学位論文
博士（スポーツ科学）

日本体育協会
公認スポーツ指導者制度の今後の展望：
資格更新の局面に関する横断的研究

Prospects of JASA Coach Qualification :
Cross-sectional Study on Phase of Renewing

2013 年 1 月

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科
石黒 えみ
ISHIGURO, Emi

研究指導教員： 中村 好男 教授

目次

第1章 序論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-1. 我が国におけるスポーツ指導者	
1-2. スポーツ指導者資格	
1-3. 日本体育協会公認スポーツ指導者制度	
1-4. 我が国における「資格」の定義と機能	
1-5. スポーツ指導者資格に関する先行研究	
第2章 研究課題および目的・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2-1. わが国における指導者政策の課題	
2-2. 公認スポーツ指導者制度の課題	
2-3. 研究上の課題	
2-4. 研究目的	
第3章 公認スポーツ指導者の資格保有理由に指導者の属性が及ぼす影響・・・・・・・・	18
3-1. 諸言	
3-2. 研究方法	
3-3. 結果	
3-4. 考察	
3-5. まとめ	
第4章 公認スポーツ指導者の資格辞退理由に指導者の属性が及ぼす影響・・・・・・・・	27
4-1. 諸言	
4-2. 研究方法	
4-3. 結果	
4-4. 考察	
4-5. まとめ	

第5章 公認スポーツ指導者の資格継続／辞退に指導者の属性が及ぼす影響	37
5-1. 諸言	
5-2. 研究方法	
5-3. 結果	
5-4. 考察	
5-5. まとめ	
第6章 公認スポーツ指導者資格の受講・登録・更新の局面における 資格保有（取得）理由の差異の検討	43
6-1. 諸言	
6-2. 研究方法	
6-3. 結果	
6-4. 考察	
6-5. まとめ	
第7章 総合論議	50
7-1. 各研究課題に対する結果の要約	
7-2. 資格の資質向上の機能について	
7-3. 資格の職業・就業に関する機能について	
7-4. 指導者資格の機能の不明確さについて	
7-5. 資格の更新制について	
7-6. 各種大会監督に対する資格義務付けについて	
第8章 まとめ	60
引用・参考文献	62

第1章 序論

1-1. 我が国におけるスポーツ指導者

スポーツを実施するうえで、レベル・年代に関わらず、指導者の存在は重要な存在である。1961年に制定されたスポーツ振興法¹⁾の第11条に「国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」との記載があり、過去の我が国のスポーツ振興策についても重要な位置づけであった。また、スポーツ振興法の施行から50年が経過した2011年、新たに制定されたスポーツ基本法²⁾においても、スポーツの推進のための基礎的条件の整備を筆頭に、「国及び地方公共団体は、スポーツの指導者（略）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、（略）必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と記されている。さらに、スポーツ基本法を受け策定された「スポーツ基本計画」³⁾にも、地域スポーツの振興、競技力向上の方策として、指導者の養成、活用が取り上げられており、我が国のスポーツ振興において指導者が重要な位置づけにあることがうかがわれる。

一方、国の施策としてだけでなく、国民側からの指導者に対する要請も強い。内閣府の「体力・スポーツに関する世論調査」⁴⁾によると、「スポーツをもっと振興させるために、国や県または市町村に今後力を入れてもらいたいもの」として、「スポーツ指導者の養成」は35.2%と、「年齢層にあったスポーツの開発普及」(37.2%)に次いで多くの要望が寄せられている。

また、現在のスポーツ振興の中核を担っている総合型地域スポーツクラブを対象にしたアンケート⁵⁾でも、クラブの課題として、「財源の確保」に次いで、「指導者の確保（養成）」が挙げられている。

スポーツ指導者は我が国のスポーツ政策において重要な役割を担っているとともに、スポーツ実施者からも重視されている存在だといえる。

スポーツ指導者の養成には、後述のとおり国内外で資格制度という形がとられている。本研究は、我が国を代表するスポーツ指導者資格制度である日本体育協会公認スポーツ指導者制度により認定されている資格に焦点をあてる。

なお、本論では、「日本体育協会公認スポーツ制度による資格を有している者を「公認スポーツ指導者」あるいは「有資格者」と、また「日本体育協会」を「日体協」と表記する。

1-2. スポーツ指導者資格

①海外におけるスポーツ指導者資格

スポーツ指導者の養成方策として、国内外を問わず「資格認定」という形式が広く用いられている。ここでは、諸外国および国内における指導者資格の現状を概観する。

国際的なスポーツ指導者に関する代表的な宣言文として、1978年11月21日にUNESCO（ユネスコ、国際連合教育科学文化機関）総会で採択された「体育およびスポーツに関する国

際憲章」⁶⁾がある。この憲章は、第1章で「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と示されているとおり、スポーツが基本的人権であることを宣言したもののだが、第4条で、「体育・スポーツの教授、コーチおよび行政は、有資格者によって行われるべきである。」という記述があり、国際的に、スポーツの指導は有資格者が行うべきという考え方がコンセンサスを得ているといえる。

表 1. UNESCO「体育およびスポーツに関する国際憲章」⁶⁾

体育およびスポーツに関する国際憲章（抜粋）
第4条 体育・スポーツの教授、コーチおよび行政は、有資格者によって行われるべきである。
4・1 体育・スポーツに専門的な責任を負うすべての人は、適切な資格と訓練を必要とする。彼らは多数の中から慎重に選ばれ、十分な専門的レベルに到達することを確保するよう初歩的および高度な訓練を与えられなければならない。
4・2 適切な訓練と指導を受けたボランティアの人々は、スポーツの総合的な発展に非常に貴重な貢献をし、住民が体育・スポーツ活動の実践と組織に参加するのを奨励することができる。
4・3 体育・スポーツのための指導者を訓練するための適切な組織が設置されなければならない。かかる訓練を受けた者は、その遂行している任務にふさわしい地位が与えられなければならない。

実際に、複数の主要国が指導者資格制度を有している。表2は「スポーツ政策調査研究報告書」⁷⁾を参考に、海外の指導者資格の概要をまとめたものである。主要各国の多くで指導者資格認定制度という形で指導者の養成に取り組んでいることがうかがわれる。中でもフランスの制度は、資格を持たないものが有償でのスポーツ指導をおこなうと刑事罰が科されることになっており、報告書の中では唯一の国家資格制度をとっている。この制度は、1963年に施行された「体育・スポーツ活動の指導職および当該指導職が営まれる学校または施設に関する法律」に基づき、指導者に対して衛生と安全に関する基準を順守すること、保険への加入義務等も求められている⁸⁾。

表 2. 主要国におけるスポーツ指導者資格制度

国名	概要
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・全米スポーツ・体育協会 (National Association for sport and Physical Education)が「national standards for sport coaches」を示し、より質の高いコーチング活動のために全国的な基準の設定を行っている。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドプロテクションの考え方にに基づき制定されているSPORTS COACH UKがチャイルドプロテクションの考え方に基づいた資格制度(公的資格)を整備している。 ・指導者の技能レベルに応じてレベル1～4の4段階の認証制度になっている。 ・上記とは別に、「スポーツリーダーアワード」という英国スポーツ基金による青少年のボランティア指導者のための資格制度がある。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツオリンピックスポーツ連盟を中心に資格認定制度があり、ボランティアから職業としての指導者まで、広範囲にわたる養成プログラム・資格認定制度が設けられている。 ・資格の有効期間は2～4年間で更新制。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・有償のスポーツ指導免許はスポーツ担当省が公布。 ・法律に基づいた資格免許を持っていないと有償でのスポーツ指導は禁じられおり、違反すると刑事罰に問われる。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・1978年に創設された指導者評議会 (Australian Coaching Council)により指導者資格制度 (National Coaching Accreditation Scheme, NCAS) が導入されている。 ・資格の取得には種目別の課程と一般科目の受講が義務付けられており、種目別の課程は各競技団体が独自に運営しておりレベルに応じて地域のクラブや州のコーチセンター等が実施している。

笹川スポーツ財団⁷⁾を参考に作成

また、国際的な取組として、指導者に関する国際的な会議体である The International Council for Coach Education (ICCE) が 1977 年に設立された。ICCE はスポーツ指導者がプロフェッショナルだという認識を国際的に浸透することを目的としており、学会誌の発行や国際会議を実施するほか、今後の取り組み事項として、あらゆるレベルのコーチのコンピテンシーを定義、開発、評価すること、コーチが職業として認知されるよう働きかけること等を掲げており、現在、30 を超える国のスポーツ関連組織がメンバーとなっている⁹⁾¹⁰⁾。

このように、スポーツ指導者の資格制度、基準づくりは国際的に取り組まれているといえる。

②国内におけるスポーツ指導者資格

国内においても複数の指導者資格制度がある。表 3 に国内で代表的と思われる日本体育協会、日本レクリエーション協会、健康・体力づくり事業財団の指導者制度の概要を示す。

いずれも、定められた講習会（自宅学習、講習会、通信制等その形態は多様である）を

受講した後、検定試験への合格が必要要件であり、その後登録手続き（登録料の支払い）を行うことで、初めて資格認定される流れとなっている。また、一旦登録した後も、資格の有効期間が定められており、更新手続きを行わないと資格が失効となる。日本体育協会、健康・体力づくり事業財団では、資格更新の際に研修・講習の受講が義務付けられている。

登録者数は他の2団体と比べると日本体育協会の358,755名が群を抜いて多く、我が国を代表する指導者資格制度だといえる。

表3. 我が国の代表的な指導者資格制度の概要

団体名	公益財団法人日本体育協会	公益財団法人 日本レクリエーション協会	公益財団法人 健康・体力づくり事業財団
制度趣旨	国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は、加盟団体と一体となって「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。（「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」）	子どもから高齢者まで各世代にわたる国民ひとりひとりの心身の健康および生活の質の向上と、その実現のための環境づくりをめざして、レクリエーションに関わる指導者の資質の向上とその養成体制を確立することを目的に制定する。（「公益財団法人日本レクリエーション協会指導者養成制度」）	この健康運動指導士の養成事業は、昭和63年から厚生大臣の認定事業として、生涯を通じた国民の健康づくりに寄与する目的で創設され、生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進する観点から大きく貢献してまいりました。平成18年度からは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団独自の事業として継続して実施しております。（公益財団法人健康・体力づくり事業財団HPより）
資格の種類・名称	競技別指導者資格（指導員、コーチ、教師）、メディカルコンディショニング資格等5領域15種類	レクリエーション・インストラクター、余暇開発士、レクリエーション・コーディネーター、福祉レクリエーション・ワーカー	健康運動指導士、健康運動実践指導者
登録者数	358,755名 (2011年10月1日現在)	37,561名 (2012年8月1日現在)	94,609名 (2011年3月31日現在)
講習会受講料	29,400円(コーチ)、 35700円(指導員)等。 資格により異なる。	25,000円～50,000円程度	84,000円～264,000円
講習会時間・単位	35～192.5時間 ※共通科目のみ。専門科目は資格によって異なる。	60～200時間	32～120単位
登録料	基本登録料10,000円 新規登録手数料3,000円 ※資格によって資格別登録料(1,000円～15,000円)	受験料5,000円(資格認定審査時のみ) 公認料10,000円(資格認定初年度のみ) 登録料16,000円(2年毎に更新) ※レクリエーションコーディネーター、福祉レクリエーションワーカー	24,000円
有効期間等	4年間 更新するためには 「更新のための義務研修」の 受講が必要	2年間	5年間 登録更新のための講習会で 所定の単位取得が必要
サービス・特典等	・指導者向け情報誌及びスポーツ指導者手帳 ・研修事業への参加 ・公認スポーツ指導者総合保険制度への個人加入 ・公認スポーツ指導者公式需品の購入 ・指導者マイページの利用	日本レクリエーション協会のロゴマーク（二葉マーク）付きの指導者資格証を提示すれば、全国の協賛施設・商店割引サービスが受けられる、公認指導者割引サービスを実施。	指導者向け情報誌の特別価格での購入権など

(各団体ホームページ¹¹⁾¹²⁾¹³⁾の情報をもとに作成)

1-3. 日本体育協会公認スポーツ指導者制度

<公認スポーツ指導者制度の変遷>

日本体育協会は、オリンピック大会参加を契機として1911年に初代会長・嘉納治五郎によって創立され、2011年で創立100周年を迎えた。「生涯スポーツ社会の実現」をめざし、国民体育大会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ医・科学研究等の様々な事業を手掛けているが、このうちの1つとしてスポーツ指導者の育成が位置づけられている。

日本体育協会における指導者養成事業は、1964年東京オリンピック大会の選手強化事業を契機として動き始めた。当時、欧米諸国ではすでにスポーツ医・科学に基づいた指導による選手強化が行われていたが、我が国では、以前として経験則に依拠したトレーニング指導が主流であった。東京オリンピック開催に備えて設置された選手強化対策本部では、欧米に倣い競技力向上にスポーツ医科学のサポートを導入し大きな成果を挙げたが、この選手強化事業を受け継ぐ形で、「競技力向上委員会」が発足し、コーチ研修委員会が設けられた。このコーチ研修委員会で行われたのが、各競技のコーチとなるべき指導者、「スポーツトレーナー」の養成だった。その一方で、普及委員会において、地域におけるスポーツ指導員の養成に着手し、1971年からスポーツ指導員養成講習会が実施された。

その後、1977年に改めて「日本体育協会公認スポーツ指導者制度」が制定された。指導者の種類と役割を明確にすること、一貫したシステムによって段階的に資格が取得できること、競技団体や都道府県体育協会ならびに日本体育協会共通の制度として登録制にすることなどがポイントとなった。このように、公認スポーツ指導者制度の発足と同時に資格の登録制がスタートしたこととなる¹⁴⁾。

また、1986年の保健体育審議会「社会体育指導者の資格付与制度について」¹⁵⁾の建議および1987年の文部省告示による「社会体育指導者の知識・技能審査事業」¹⁶⁾の創設は、公認スポーツ指導者制度において重要な契機となった。文部大臣事業認定制度は、国の「民間技能審査事業認定制度」(※次節参照)の枠組みの中の制度で、スポーツ団体が実施する指導者養成事業のうち、文部省が定める基準を満たしている事業にお墨付きを与えることにより、養成された指導者の知識・技能が一定レベルにあることを文部省が証明するものであった。その後、2000年には文部省がスポーツ振興法第11条の実施省令として、新たに「スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」を制定し、この間登録指導者数は増え続けていた。しかし、2000年に「行政改革大綱」が閣議決定されたことにより、「スポーツ指導者の知識・技能審査事業に関する規程」が2005年に廃止されることが決定した¹⁷⁾。これにより、2005年に公認スポーツ指導者制度が改定され、現在の制度となっている。なお、この際の大きな変更事項は、それまで3区分9種類の資格だった競技別指導者資格が3区分6資格となったこと^{注)}、新たにマネジメント資格が加わったことが挙げられる。

表 4. 日本体育協会公認スポーツ指導者制度の変遷

1946年	大日本体育会から日本体育協会に改称
1961年	スポーツ振興法の制定
1965年	日本体育協会「スポーツトレーナー」の養成開始
1971年	日本体育協会「スポーツ指導員」の養成開始
1977年	日本体育協会「公認スポーツ指導者制度」発足
1986年	保健体育審議会「社会体育指導者の資格付与制度について」建議
1987年	文部省告示による「社会体育指導者の知識・技能審査事業」（地域スポーツ指導者，競技力向上指導者，商業スポーツ施設における指導者）創設
1992年	文部省体育局通知により「社会体育指導者の知識・技能審査事業」にレクリエーションに関する指導者，少年スポーツ指導者が加わる
2000年	文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」がスポーツ振興法第11条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる
2000年	「行政改革大綱」が閣議決定（「スポーツ指導者の知識・技能審査事業に関する規程」の2005年廃止が決定）
2005年	公認スポーツ指導者制度改定

（松尾¹⁸⁾，日本体育協会¹⁹⁾をもとに加筆・修正）

また，近年の特筆すべき事項として，「資格の義務付け」が挙げられる。日体協では，2013年の第68回国民体育大会（国体）より，「各都道府県における競技者の指導・強化体制を充実させ，わが国スポーツ界の競技力の底上げを図る」ことを目的に，監督として大会に参加する者すべてに公認スポーツ指導者資格の保有を義務付けることとした²⁰⁾。一部の競技・大会においては以前からこのような義務付けの取り組みは実施されているが，国内でも大規模大会に位置づけられる国民体育大会での導入により，各競技・大会で今後義務付けの動きが加速すると予想される。

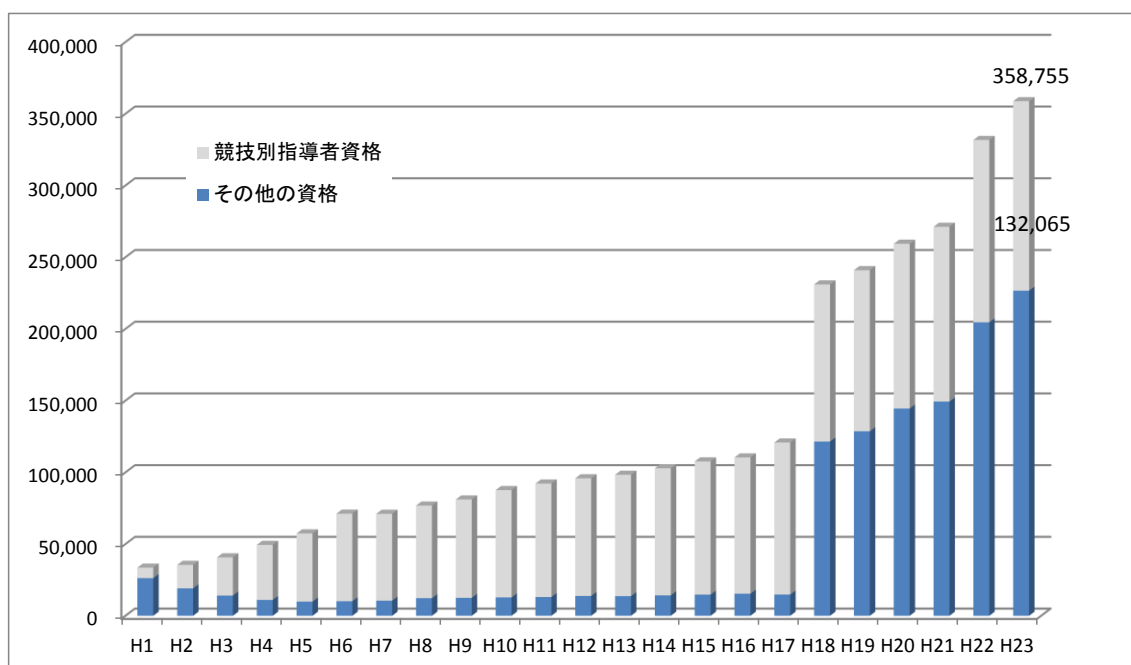
注：制度改定前は，例えば「地域スポーツ指導員」なら「C級地域スポーツ指導員」，「B級地域スポーツ指導員」，「A級地域スポーツ指導員」と3種類の資格があり，コーチ，教師もこれと同様に9種類の資格が存在した。制度改定後は，A級とB級を統合する形で，指導員区分であれば「指導員」，「上級指導員」の2資格制となり，競技別指導者資格は計6資格となった。

<指導者資格の種類と登録者数>

公認スポーツ指導者制度は，その制度創設以降，指導者数，指導者資格の種類とも上昇

の一途を辿り、現在、5 領域 15 種類の資格が存在し、登録者数は 2011 年現在 358,755 名となっている²¹⁾。

ただし、このうち半数以上を占めるスポーツリーダーは一度取得すれば更新手続きが不要の「永年認定資格」であり、保有していることで他の資格を受講する際、一部の講習・試験が免除になる仕組みとなっている。スポーツリーダー資格のパンフレットにも記載されているとおり、「認定された後は競技別指導や健康・体力づくり指導などの専門分野に関する資格へとステップアップ」することを想定した、いわばスポーツリーダー以外の資格取得への導入のための資格といえる。このため、実際に登録・更新手続きが必要な有資格者はおよそ 15 万人となっている。



(平成 1～23 年の「指導者のためのスポーツジャーナル」該当号²²⁾ より作成)

図 1. 公認スポーツ指導者登録者数の推移

226,090

表 5. 公認スポーツ指導者資格の領域・資格の種類と登録者数 (2011 年 10 月現在)

領域	資格名	登録者数(名)
スポーツ指導基礎資格	スポーツリーダー	205,740
競技別指導者資格	指導員	94,341
	上級指導員	14,672
	コーチ	12,989
	上級コーチ	4,708
	教師	3,758
	上級教師	1,597
フィットネス資格	スポーツプログラマー	4,675
	フィットネストレーナー	701
	ジュニアスポーツ指導員	4,902
メディカル・ コンディショニング資格	アスレティックトレーナー	1,595
	スポーツドクター	5,402
	スポーツ栄養士	65
マネジメント資格	アシスタントマネジャー	3,166
	クラブマネジャー	230
合計		358,755

※合計値には旧資格の「スポーツトレーナー」214名を含む

(日本体育協会ホームページ²¹⁾より作成)

1-4. 我が国における「資格」の定義と機能

資格とは、一般的に「身分や地位、立場。また、そのために必要とされる条件」(広辞苑)といわれているが、「資格」と一口に言っても、現在、あらゆる分野で何種類もの資格が存在し、その定義、機能はその資格の性質によって異なる。資格の区分としてよく用いられるのは認定主体による区分である。すなわち「国家資格」、「公的資格」、「民間資格」の3区分である。

このうち、「国家資格」は、さらに、その資格を持たなければその業務に従事できない「業務独占資格」、一定の事業現場等においてその資格を持つ者を配置することが義務付けられている「必置資格」、それ以外で、その資格を有する者でなければ名称・称号を用いることができない、または単に専門的技能・知識を有する旨を公証する「名称独占資格」に分類される²³⁾²⁴⁾。これら国家資格の機能として、利用する前に明らかにする必要性がありながらも、その性質が調べにくいサービスに対し、国がその提供者を代理的に検査し合格者にその資格を認定することで、サービスの水準を保証するとともに、サービス提供者と利用者間のやりとりの効率化を図る狙いがあることが挙げられる²³⁾。これを逆から捉えると、有資格者の立場からは、「ある職業に従事できる」という機能を有しているといえる。

「公的資格」とは、民間技能審査事業認定制度に認定された資格を指すとされる²⁴⁾。前節で述べたとおり、公認スポーツ指導者制度も過去はこの区分であったが、2005年、この民間技能審査事業認定制度そのものが廃止されており、当時認定されていた資格を現在も

公的資格と呼ぶかは議論が分かれるところと考えられる。また、民間資格は、「職能制度としての法的な背景を持たないもので、行政による規制もなく、さまざまな団体がそれぞれの裁量に基づいて任意に付与する資格」²⁵⁾とされている。河野²³⁾は、就業上の特権を持たない公的資格・民間資格の主目的はその技能習得の水準を認定することであり、学習者に対する学習への動機づけとしての意義を持っていると指摘している。

表 6. 資格の分類

認定団体		概要
国家資格	業務独占資格	その資格を持たなければその業務に従事できない
	必置資格	一定の事業現場等においてその資格を持つものを配置することが義務付けられている
	名称独占資格	その資格を有するものでなければ名称・称号を用いることができない、または単に専門的技術・知識を有する旨を公証する
公的資格		民間技能審査事業認定制度に認定された資格 ※制度自体は2005年に廃止
民間資格		職能制度として法的な背景を持たず、行政による規制もなく、様々な団体がそれぞれの裁量に基づいて任意に付与する資格

(河野²⁴⁾をもとに作成)

なお、民間技能審査事業認定制度が廃止される以前、平成 15 年度生涯学習分科会（第 20 回）の資料²⁶⁾によると、2003 年時点で国家資格の数は 293、民間技能審査事業認定制度による公的資格は 134 となっていたが、このうち、「スポーツ指導者の知識・技能審査事業認定制度」に該当する資格は 84、さらに日本体育協会公認スポーツ指導者制度による資格は 70 であった。

我が国における資格を取り巻く環境は、公認スポーツ指導者資格のみならず、民間技能審査事業認定制度の廃止が重要な契機となっている。90 年代に入ると景気低迷の長期化等の影響により「規制緩和」が重要課題とされた。社会インフラとしての資格も 1999 年の規制緩和推進 3 か年計画（改定）²⁷⁾において指針「業務独占資格等を中心とする資格制度の見直し」に基づき国家資格の独占規定、業務範囲等の見直し・合理化が進められた。さらに、2000 年からは公的資格についても民間資格化の方向で大幅な見直しを実施され、実用英語検定等多くの資格が民間資格と位置付けられるようになった。いずれにしても、その後も様々な団体が様々な資格を発行し、現在、その数は 3000 種を超え、現在も増加傾向と言われている²⁸⁾。

一方、バブル崩壊後の国内の雇用情勢は厳しく、少しでも有利に就職を進めるために、

資格取得するという風潮が濃くなった。いわゆる「資格本」も多数発行され、資格取得の効果として、「就職・転職に有利に働く」ことを第一のメリットとして挙げているものもある²⁸⁾。昨今、一般的に資格は職業と結び付けて考えられることが多いといえる。このように、制度の規制緩和が進んだ後、資格認定団体、雇用主、資格取得者のいずれの立場からみても、「資格ブーム」と呼ばれるような状況を呈している。このような状況に対して新井²⁹⁾は、「資格情報誌では『今の時代、就職や仕事上ビジネスマンや技術者、技能者には資格取得が求められている』と主張される一方、『資格と仕事は別のも。資格を持っていることが仕事のできることを証明することではないので、採用や昇格に資格が直接影響することはない』と指摘されることも多い」との双方の主張を紹介したうえで、資格を取得する側の期待と、資格を評価する側の見方が対立していることを問題視している。また、その原因として、我が国の「資格」制度の社会的機能についての検討が不明確で、行政や関係者が一部を除いて積極的に取り組んでいないことを挙げている。また、生涯学習審議会の「その活用を円滑にするための方策を講じていくことが必要である」³⁰⁾との報告に対して、「“方策”の検討では、資格制度の社会的機能の解明が求められることになる」と指摘している。

なお、当時、民間技能審査事業認定制度とされていた資格の中には現在もその資格を「公的資格」と呼称している例も見られる。しかし、現時点で公認スポーツ指導者資格はその認定に関して国、文部科学省とは一切関連がないこと、公的資格と民間資格の境界が曖昧であること、研究によっては資格を「国家資格とそれ以外」と分類している例もあることから、本研究では公認スポーツ指導者資格は「民間資格」と位置付ける。

1-5. スポーツ指導者資格に関する研究

久保³¹⁾は、「コーチ」、「監督」、「スポーツ指導者」というように「コーチ」という言葉の概念の外延が広範囲に広がったことや類似した言葉の氾濫により、研究対象としての「コーチ」が曖昧となり、国内における研究の立ち遅れを指摘している。さらに、従来の「コーチ」に関連した研究の対象が、そのコーチングの方法、つまり有効なコーチの仕方（コーチング理論）にあり＝「どのようにコーチするか」、「コーチとは何か」という論究がなされていないことを指摘している。このように、国内でコーチ（指導者）そのものを主体にした研究は少ないが、スポーツ指導者の資格を扱った研究は、公認スポーツ指導者の登録指導者数の増加と比例するような形でこれまでも行われてきた。

代表的なものとして、日体協自身が1986年に発表した「スポーツの指導者養成に関する社会学的研究」³²⁾がある。この研究は、日体協の公認スポーツ指導者育成事業の現状と問題点及びその社会的効果などを明らかにすることを目的に実施された。具体的には、各競技団体の指導者養成の現状や、資格取得のための講習会についての意見を調査するとともに、有資格者に対して資格取得効果についても尋ねており、「指導に自信が持てる」、「人間関係

の幅が広がる」等の理由の肯定度が高いことを報告している。また、柳³³⁾は、スクーバ・ダイビング指導者を対象とした調査により、資格取得効果について検討し、「指導者資格制度が専門性、指導力を高め、人の輪、交友範囲を広げ、情報伝達を円滑に行う。一方、資格を取得したからといって地位、役割が上がるとは言い難く、経済的な安定度が増すとはいえない」としている。他にも、並河ら³⁴⁾は、正規の講習会を受講した者と、以前の資格からの移行講習会を受講した者の特性・意識の差異を明らかにすることを目的に C 級地域スポーツ指導員を対象としたアンケート調査を実施し、年齢に差がみられたこと、カリキュラムの有効性について移行群に否定的な意見を持つ者が多いとの結果を得ている。このように、有資格指導者の現状に関する報告は、日本体育協会の制度が制定された 1970～90 年代にかけて、主に学会発表として行われてきている。

一方、指導者制度に関しては、スポーツ指導や健康づくりのための身体的運動など、これらに関するプログラムの作成や実際の指導にあたる人材の資格制度を運用する上で、指導者資格取得によって生じるメリットとしての社会的機能、経済的機能が明確になっていないという指摘がある³⁵⁾。また、永松³⁶⁾は、先行研究や文献調査により指導者資格が果たす機能について仮説構築を試み、「生涯スポーツ指導者の資格は、資格の取得によってスポーツやフィットネスの指導に関する知識や技術の能力を開発する」という仮説は成立すると予測した一方、「生涯スポーツ指導者の資格は、スポーツやフィットネスの指導というサービス財の質に関わる情報の一部となる」、「生涯スポーツ指導者の資格は、資格の取得によってスポーツやフィットネスの指導に関連する職業に就くことを可能にする」等は成立しない、あるいは実証データを収集しない限り予測できないとしている。

このように、指導者資格、あるいはその取得効果や機能について論じた研究は散見されるが、特に、国の事業認定制度が廃止された 2000 年代以降、実際に指導者を対象とした調査結果に基づき、資格制度について論じた研究は減少傾向にあるといえる。

第2章 研究課題および目的

2-1. わが国におけるスポーツ指導者政策における課題

前章で述べたとおり、国内外ともにスポーツ指導者は資格認定という形で養成が進められ、少なくとも数の上では一定の成果をあげてきたといえるが、スポーツ政策の中心を担う文部科学省の評価は、「スポーツ振興基本計画（2006年）³⁷⁾」および「スポーツ基本計画（2012年）³⁸⁾」から読み取ることができる。

表7. スポーツ振興基本計画・スポーツ基本計画におけるスポーツ指導者に関する課題

スポーツ振興基本計画（2006年）	スポーツ基本計画（2012年）
<p>質の高い技術・技能を有するスポーツ指導者に対する需要は高まっているが、そのようなスポーツ指導者の数は不足しており、今後、総合型地域スポーツクラブの数が増加していくことにより、その傾向がさらに強まることが予想される。このため、質の高いスポーツ指導者の養成・確保とともに、これらのスポーツ指導者のより一層の活用が必要である。</p>	<p>スポーツ指導者は、スポーツを「支える（育てる）人」の重要な要素の一つであり、大学はもとより、日体協や各競技団体、公益財団法人日本レクリエーション協会（「レク協」）をはじめ、多くのスポーツ団体においても養成や研修が行われており、量的には増加傾向を示している。しかし、スポーツ団体によるスポーツ指導者の需要（どのようなタイプのスポーツ指導者がどこにどれだけ必要か）が、詳細に把握できていないため、今後のスポーツ指導者の養成等において、量的・質的な目標が明確でない状況にある。さらに、資格を有するスポーツ指導者を地域のスポーツ活動で有効に活用する活動場所や機会が少ないことに加え、マッチングも必ずしも十分に機能していない。</p>

いずれも、指導者の養成と活用が必要だとしているが、「養成」については、2012年の「スポーツ基本計画」では「数の上では増加傾向を示している」との文言が追記され、各団体での指導者数の増加を受けたものといえる。一方で、「指導者の需要が把握できていないため量的・質的な目標が明確でない」とも記されており、現在の指導者数が十分かどうかは保留の立場をとっている。

これに対して、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動では指導者不足が課題となっている。

「総合型地域スポーツクラブに関する有識者会議」による「今後の総合型地域スポーツクラブ振興の在り方について～7つの提言～³⁸⁾」では、その中の提言の一つとしてとして「質

の高い指導者・クラブマネジャーの確保」が挙げられている。しかし、第 1 章で述べたとおり、依然として「指導者の確保（養成）」はクラブの課題となっている。また、「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査³⁹⁾」によると、クラブに所属している指導者のうち「有資格者」の割合は 42.5%となっている。

また、学校運動部活動では、部活の休・廃部問題が深刻化している。教員の高齢化等による顧問の不足が深刻化している。例えば、東京都の公立中学校では年間に 300 以上の部活動が休・廃部となっており、その原因は部員不足よりも顧問の異動等の学校事情によるものの方が多いことが報告されている⁴⁰⁾。

このような状況から、目標値は定まっていないものの、現在の指導者の養成状況は少なくとも充足状態にはなく、不足している、あるいは適切な配置がなされていないと捉えるべきであろう。

2-2. 日本体育協会公認スポーツ指導者制度の課題

1977 年の制度創設以降、公認スポーツ指導者制度は数の上では一定の貢献をしてきたといえるが、上述の状況を鑑みると、現時点で十分だとはいえないだろう。制度としても、日体協自身が「21 世紀の国民スポーツ振興方策—スポーツ振興 2008—」⁴¹⁾で挙げているとおり「養成システムの充実」、「有資格指導者の活動環境の整備と積極的な活用」等取り組むべき事項は多数ある。一方で、本制度および資格、あるいは他団体制度も含めたスポーツ指導者資格に対しては様々な指摘もみられるが、それらは概ね以下のとおりまとめることができる。

①類似資格が乱立している

我が国のスポーツ指導者資格制度全般への指摘として、多数の資格が乱立していることがしばしば指摘されている。

松尾¹⁸⁾は、公認スポーツ指導者資格等のスポーツ関連資格が文部科学省・厚生労働省から事業認定が進みつつある状況の課題として、「多種多様な民間資格に加え、新たに公的資格が創設され、複数の省庁が資格認定に踏み出している。今後、その関係はますます複雑になる。指導内容やタイプと資格間の役割分担の明確化が急務である」と指摘していたが、現在も、「資格に対する客観的な比較や評価がなされないまま類似する資格制度がいくつも乱立している」⁴²⁾との指摘がある。馬場⁴³⁾は、このような状況を「資格乱発社会」として批判している。

②資格の更新制が機能していない

公認スポーツ指導者資格を含め（スポーツリーダー資格を除く）、多くのスポーツ指導者

資格は更新制を採用しているが、現在の指導者資格は「指導者の有する一定の能力を評価するもので、その役割は『資格』ではなく『検定』という方法で十分に賄える」との指摘がある。また、馬場⁴⁴⁾は、宮城県内の調査で、これまで公認スポーツ指導者資格を取得した者の約半数が資格を失効していることから、資格を取得する必要性を感じている人は多くても、資格を保持し続ける人が多くないことを指摘している。

③資格の機能が不明確である

永松³⁶⁾は、指導者資格は先行研究等から、生涯スポーツ資格の機能として「取得を通じてスポーツ・フィットネスに関する知識や技能の能力を開発する」等を挙げているが、「指導に関する職業を保護し、改善する」、「職業につくことを可能にする」は機能として成立するか不明だとしている。

日体協が定めている「公認スポーツ指導者制度」⁴⁵⁾の「趣旨」および「解説」によれば、本資格は「スポーツ指導者として必要な能力を有することを証明するもの」であり、「認定された指導者の方々が安心して指導活動ができるよう環境整備に努めてまいります(略)、教員免許や医師免許のような国家資格とは異なり、認定した指導者の方の職業や地位・名誉などを保障するものではありません」とあり、本資格が「業務独占資格」や「名称独占資格」ではないことを明示している。しかし、一方で、日体協HPに「資格を取得して何か職につけますか？」という解説が記載されているとおり、指導者からの問い合わせも少なくない。公認スポーツ指導者資格がどのような機能を有するのかは曖昧だと言わざるを得ないだろう。

また、馬場⁴⁶⁾は、公認スポーツ指導者資格が資格の機能による分類がされておらず、「有資格者が増えることに意味のある資格」と「有資格者が増えると価値が低下する資格」を一つの制度に混在していることを指摘しているが、これも、そもそもの資格の機能が明確になっていないことと同種の指摘といえる。

2-3. 研究上の課題

前節②の「更新制が機能していない」という指摘について、公認スポーツ指導者資格の更新率は、過去の更新忘れの者等を含んだ数字ではあるが、ここ数年は70%前後で推移している。別のスポーツ指導者関連資格では更新率が50%に満たないと報告⁴²⁾もあり、これは決して低い数字ではなく、更新制の意義がないとの指摘と矛盾した状況となっている。なぜこのような状況にあるのかは、実際に有資格者の意向を確認する以外に方法はないだろう。

一方で、前節で述べたとおり公認スポーツ指導者数は十分とはいえない状況にあり、今後も有資格者を増加させる必要があるが、経営学的な視点からは「パレートの法則」で言

われるように継続顧客（更新者）を維持するのに比べて新規顧客（新規資格取得者）を獲得するためには多くのコストがかかると考えられる。制度としても、高齢・生活環境の変化等により指導活動そのものから離れる指導者が常に一定数存在することはやむを得ないが、時間・金銭的なコストを払って取得した資格を放棄してしまう者が存在することは望ましいことではない。より多くの有資格者に資格を更新してもらうことは、公認スポーツ指導者制度において重要な事項だといえる。

これらを踏まえると、有資格者がなぜ資格を更新するのか、あるいはなぜ資格を放棄（辞退）してしまうのかは、制度を考えていくうえで重要な情報であり、把握しておく必要があるといえる。

また、前節③に関連して、スポーツ指導者資格の機能について、松尾¹⁸⁾は、「職能評価」、「能力開発」、「差別化」、「専門職化」、「資格環境構造化」、「活動啓蒙」の5点を挙げている。また、馬場⁴⁶⁾は、1. 有資格者に対して何等かの権利・特典・業務独占を与える、2. 一定の知識と技能を身につけたことを証明する、3. 自分の興味・関心に応じて新たな知識や技能を体系的に学ぶ機会を得る の3点を挙げ、1は有資格者が増えると価値が低下し、2および3は有資格者が増えることに意味のある資格だとしている。公認スポーツ指導者制度の趣旨に示されている機能は、松尾のいうところの「能力開発」であり、馬場の「一定の知識と技能を身につけたことを証明する」、「自分の興味・関心に応じて新たな知識や技能を体系的に学ぶ機会を得る」（有資格者が増えることに意味がある資格）に該当すると考えられるが、前述したとおり、指導者資格の機能については指導者の認識に混乱もみられる。

しかし、これは、あくまで制度の主体である日体協がどのように考えているかであり、実際の指導者がどう認識しているかは別の問題である。この、指導者資格の機能の認識については、日体協自身が1980年代に調査を実施しており、有資格者に対して資格取得効果として、「指導に自信が持てる」、「人間関係の幅が広がる」等の理由の肯定度が高いことを報告しているが³²⁾、これ以降、公認スポーツ指導者を対象とした全国的な調査は実施されていない。さらに、あくまでこれは“取得”の効果について問うたものであり、指摘されている“更新”の局面に関する情報ではない。第1章で述べたとおり、一般的な資格を取り巻く環境は当時と異なっており、この間スポーツおよびスポーツ指導者を取り巻く環境も多様化が進行している。20年以上前と現在では、指導者の認識に差異が生じている可能性は十分あると考えられる。

もちろん、公認スポーツ指導者制度は、有資格者のためだけにあるわけではなく、その先のスポーツ実施者、あるいは競技団体にとっても意義のあるものでなくてはならない。仮に有資格者の認識と現状にギャップが生じているからといって、意向のみによって即基本方針を変更するものではないが、馬場の指摘するように「資格の機能に応じた分類になっ

ていない」状況にあるのだとすれば、再考の余地があるといえる。

また、前節①の類似資格が乱立しているという指摘については日体協のみの取り組みによって解決できる問題ではないため比較的長期的な検討が必要な課題だといえるが、前節③の指導者からみた資格の機能を明らかにすることは、この課題を解決する際にも有益な情報になると考えられる。

2-4. 研究目的

述べてきたとおり、今後、公認スポーツ指導者の量的増大を図るためには、一度資格を取得した者に更新し続けてもらうことが効果的・効率的な方策といえる。しかし、更新制の意義については複数の指摘があるとともに、指導者にとって資格がどのように機能しているのかが不明である。

第1章で述べたとおり、これまで公認スポーツ指導者資格に関する研究は、社会状況等や制度の分析から課題を指摘したもの、有資格者の指導状況等に関する報告がいくつかみられ、指導者の資格に対する認識に焦点をあてたものは1986年の日体協の調査研究の例³²⁾がある。しかし、文部科学省のスポーツ指導者の知識・技能審査事業認定制度の廃止、大会における資格の義務化等、公認スポーツ指導者資格を取り巻く環境は変化しており現時点での指導者の認識をもとにこれらの課題について検討する必要があると考えられる。

そこで、本研究では、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の「更新」の局面に焦点を当て、指導者の認識・実態について横断的に検討すること、そこから、今後の公認スポーツ指導者制度の今後の展望を提言することを目的とした。

これを踏まえ、以下のとおり研究課題を設定した。

1. 公認スポーツ指導者資格保有者はどのような理由により資格を更新しているのか。また、それらに指導者の属性は影響を与えているのか。
2. 公認スポーツ指導者資格辞退者はどのような理由により資格を辞退しているのか。また、それらに指導者の属性は影響を与えているのか。
3. 公認スポーツ指導者資格の継続者と辞退者の特徴は異なるのか。
4. 公認スポーツ指導者資格の更新制の意義についての指摘があるが、指導者が資格を保有（取得）する理由は、受講，登録，更新と局面によって差異があるのか。

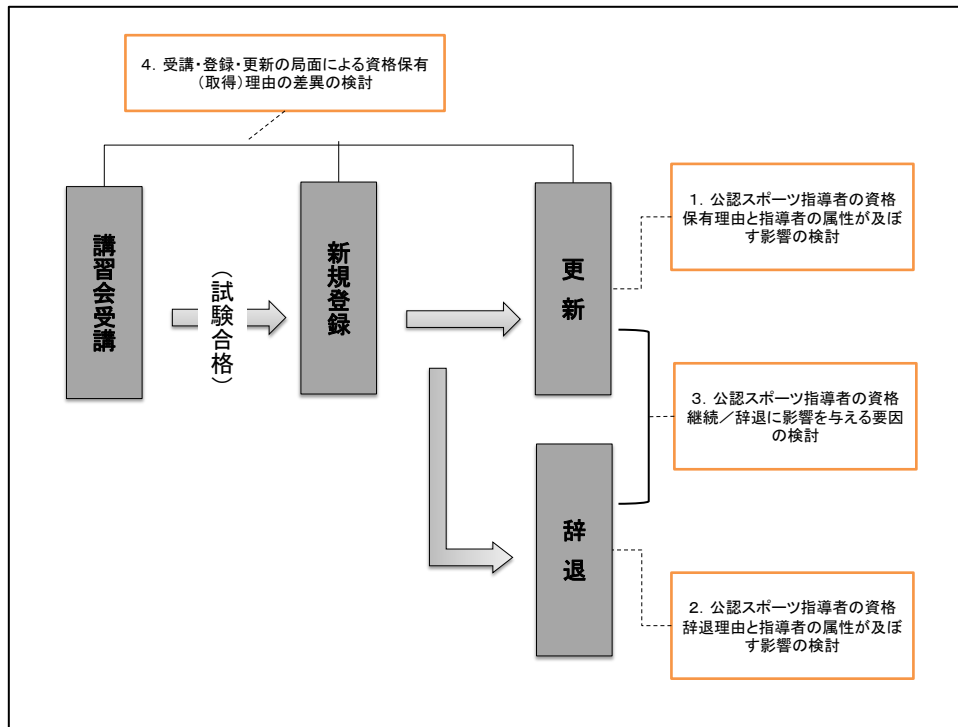


図 2. 公認スポーツ指導者資格の局面と研究課題の位置づけ

なお、前述のとおり、公認スポーツ指導者制度には 5 領域の資格があるが、本研究では、「競技別指導者資格」に分類される 6 資格のうち、「指導員」、「上級指導員」、「コーチ」、「上級コーチ」資格を研究対象とする。これは、「競技別指導者資格」以外にも「メディカル・コンディショニング資格」や「マネジメント資格」等の領域があるが、領域ごとに養成カリキュラムや想定される活動内容が明らかに異なり、これらを一括で分析すると、分析結果の解釈が困難になる恐れがある。このため、本研究では、数的にも 8 割以上と大多数を占め、一般的にいわゆる「スポーツ指導者」として位置づけられている競技別指導者資格を対象とした。なお、競技別指導者資格の中には主に職業としてのスポーツ指導を想定した「教師」、「上級教師」資格も存在するが、前述と同様の理由で研究対象から除外することとした。ただし、研究 4 においては後述のとおり回答者の選別が不可能であったため「指導員」、「上級指導員」を対象とした。

第3章 公認スポーツ指導者の資格保有理由に指導者の属性が及ぼす影響

3-1. 諸言

公認スポーツ指導者資格がどのような機能を果たしているのかを明らかにするにあたり、もっとも適切かつ明確な手段は、実際の有資格者の認識を把握することだと考えられる。本章では、指導者の資格保有理由に焦点をあてる。

前章でも触れたとおり、資格一般の分類からすると、「民間資格」である公認スポーツ指導者資格の意義は、その技能習得の水準を認定することだとされており、学習者に対する学習への動機づけの意義を持っているということになる。

一方、「日本体育協会公認スポーツ指導者制度」⁴⁵⁾において制度の趣旨が述べられているが、第2章でみてきたとおり、いずれも日本体育協会・加盟競技団体の視点から、指導者制度の確立・推進により達成すべき目的であり、資格を保有している指導者に対して具体的にどのような機能を提供することを目的としているのかが不明確である。

指導者の認識としては前章で挙げたとおり、日本体育協会の調査研究³²⁾によると「指導に自信が持てる」、「人間関係の幅が広がる」等が主な取得効果だと報告されているが、これは1986年のものであり、当時から現在まで、指導者資格、あるいは資格全般を取り巻く環境は少なからず変化している。すなわち、1980年代後半頃から、「資格ブーム」が巻き起こり、資格は「社外でも通用する能力の養成」の強力な武器としての認識が強まる等、資格に対する社会の認識が変容してきているとの指摘がある⁴⁷⁾。スポーツ分野においても、1980年代後半から1990年代にかけて、「社会体育指導者の知識・技能審査事業」等の創設に関して、「従来の能力開発や活動啓蒙に機能するばかりでなく、専門職化や職能評価につながる機能の充実を予感させるものであった」と松尾¹⁸⁾が指摘するとおり、スポーツ指導者資格を取り巻く環境は養成開始当初より大きく変化しており、有資格者が資格を保有する理由にも変化が生じている可能性がある。本研究では現在の指導者資格を取り巻く環境を鑑みて、特に以下の3点に着目する。

第一に、資格の資質向上に関する機能についてである。過去の報告では、前述のとおり「指導に自信が持てる」、「人間関係の幅が広がる」³²⁾といった事項が指摘されている。しかし、今野ら⁴⁷⁾が指摘しているとおり、労働市場における資格の役割の重要性が増している昨今、スポーツ指導者資格においても資格の業務・就業に関する機能を目的に資格を保有する者が増加している可能性がある。これにより、従来のように「資質向上のために資格を保有する」と考える指導者が減少している可能性があるが、仮にそのような現象が起こっているとすれば、どのような指導者に顕著な傾向なのかを把握する必要があるだろう。とりわけ、「資格ブーム」以降に資格を取得した割合が高いことが想定される若い世代においてはこのような傾向が強いことが予想されるが、この点についても確認しておく必要がある。

第二の視点は、今後のスポーツ指導者育成における主要課題と考えられる女性スポーツ

指導者についてである。養成開始以後、スポーツ指導者の総数自体は順調に増加しているものの、現時点で女性の占める割合は総数の3割弱にすぎない⁴⁸⁾。今後、数的に少ない女性スポーツ指導者の活動の促進・サポート策を検討するにあたり、資格保有理由に女性特有の傾向があるのかを明らかにする必要があると考えられる。

第三に、国民体育大会監督の資格保有義務付け²⁰⁾に代表される、いわゆる資格義務付け策についてである。日本体育協会および各競技団体では、選手の指導体制充実とそれによる我が国の競技力の底上げを目的として各競技大会での資格の義務付け策が推進されているが、まだ取り組みが始まって間もないこともあり、これらの取り組みが指導者の資格保有理由に影響を与えているのか、また与えているとするならばどのような指導者に対して影響を及ぼしているのかは検証されておらず、この点についても把握しておく必要がある。

以上を踏まえ、本研究では現在の有資格指導者の資格保有理由を調査すること、また、資格保有理由に指導者の属性が及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。

3-2. 研究方法

3-2-1. 研究対象

本研究は、日本体育協会が2008年に実施した「公認スポーツ指導者実態調査」の調査データを研究対象とした。調査概要は以下のとおりである。

- ・調査時期：2008年9月5日～12月5日
- ・調査対象：公認スポーツ指導者資格保有者（更新者）
- ・サンプリング方法：無作為抽出法
- ・調査方法：郵送法
- ・回収数（率）：685（45.9%）

3-2-2. 分析対象

本研究では、第2章4節で述べたとおりの理由から全回答者のうち有資格者数の8割以上を占める「指導員」、「上級指導員」、「コーチ」、「上級コーチ」のいずれかの資格を有する者を研究対象とした。また、「資格保有理由」11項目すべてに回答した455名（全調査対象の29.0%）を分析対象とした。

3-2-3. 調査項目

- ・指導者の資格保有理由

先行研究を参考に、指導者の実情を踏まえ、日本体育協会職員および外部委員の意見を考慮したうえで作成された、「知識・技能を高めたいから」、「資格がないと仕事上やりづらいから」等からなる質問項目（表8）を用いて、それぞれ「4：あてはまる」から「1：あてはまらない」の4段階尺度で回答を求めた。

表 8. 資格保有理由の質問項目

知識・技能を高めたいから
スポーツ指導者として社会的な信頼を得るため
指導対象者に認められたいから
関連団体から勧められたから
資格がないと大会出場(帯同)できないから
資格がないと仕事上やりづらいから
就職に有利になると思うから
周囲(関連団体除く)に勧められたから
周囲の人が資格を持っていたから
指導者としての自信をつけたいから
なんとなく

・指導者の属性

資格保有理由に影響を及ぼす要因は多岐にわたると考えられるが、本研究では、指導者の属性を示す変数として性別、年齢および指導領域の 3 変数を設定した。これは、本研究の問題意識を踏まえ、性別、年代という基礎的な属性が資格保有理由に及ぼす影響を確認する必要があることに加え、指導領域に着目するのは以下の理由による。前章で述べたとおり、スポーツ指導者を取り巻く環境の変化に伴い、有資格スポーツ指導者の指導領域は、地域、学校、商業施設、また近年確立されつつあるパーソナルトレーナーなど多岐にわたっていることが想定される。このような領域の多様化が資格保有理由の多様化を引き起こしている可能性があり、且つ、指導領域は識別性の高い変数であるといえる。以上の理由により、指導領域も属性変数に組み入れることとした。

また、研究対象とする 4 資格は、指導対象者のレベルによっていわゆる初心者(指導員)からナショナルレベルの監督(上級コーチ)と分けられているが、必ずしもすべての競技においてこの区分が適応しているわけではなく、例えば陸上競技では、独自に指導員資格をジュニア世代の指導にあたるものと位置付けている。指導対象レベルが資格保有理由に影響を与えている可能性はあるが、上記のとおり、必ずしも保有資格がその基準となり得ないことから本研究では上述の 3 変数を独立変数として設定した。

表 9. 独立変数とカテゴリ

項目	カテゴリ
性別	男性 女性(※)
年齢	≤39, 40-49, 50-59, ≥60(※)
指導領域	地域スポーツ指導者, 学校スポーツ指導者, 商業スポーツ指導者(※), その他

※基準カテゴリに設定

3-2-4. 分析方法

本研究では、各資格保有理由を目的変数、性別・年代・指導領域を独立変数とした多項ロジスティック回帰分析を実施した。なお、統計解析にあたっては、統計パッケージ IBM SPSS Statistics 18 を使用した。

3-3. 結果

3-3-1. 回答者の属性

回答者の属性は表 10 のとおりである。また、指導経験平均年数は 22.3 年で、指導頻度は全体の 7 割以上が週 1 回以上の指導活動を実施している結果となった。指導領域では、「地域スポーツ (地域スポーツクラブ・グループ)」(47.6%), 「学校スポーツ (学校運動部活動)」(22.1%) が順に多い結果となった。

表 10. 資格保有者の属性

項目	項目	%
性別	男性	75.4%
	女性	24.6%
年齢	≤39	12.0%
	40-49	21.7%
	50-59	35.8%
	≥60	30.3%
	平均51.3歳 (SD 11.5)	
指導領域	地域スポーツ指導者	47.6%
	学校スポーツ指導者	22.1%
	商業施設スポーツ指導者	13.2%
	その他	17.1%

3-3-2. 指導者の資格保有理由

有資格者に資格保有理由について 4 段階尺度でたずねているが、本研究における分析の都合上、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した者を「あてはまる」、「ややあてはまらない」「あてはまらない」と回答した者を「あてはまらない」と再カテゴリー化を行った。その結果、資格保有理由は図 3 のような結果となった。「知識・技能を高めたいから(79.4%)」、「スポーツ指導者として社会的な信頼を得るため(69.5%)」で「あてはまる」と回答した者の割合が高く、「周囲(関連団体除く)に勧められたから(10.2%)」、「なんとなく(8.8%)」は「あてはまる」と回答した者が相対的に少なかった。

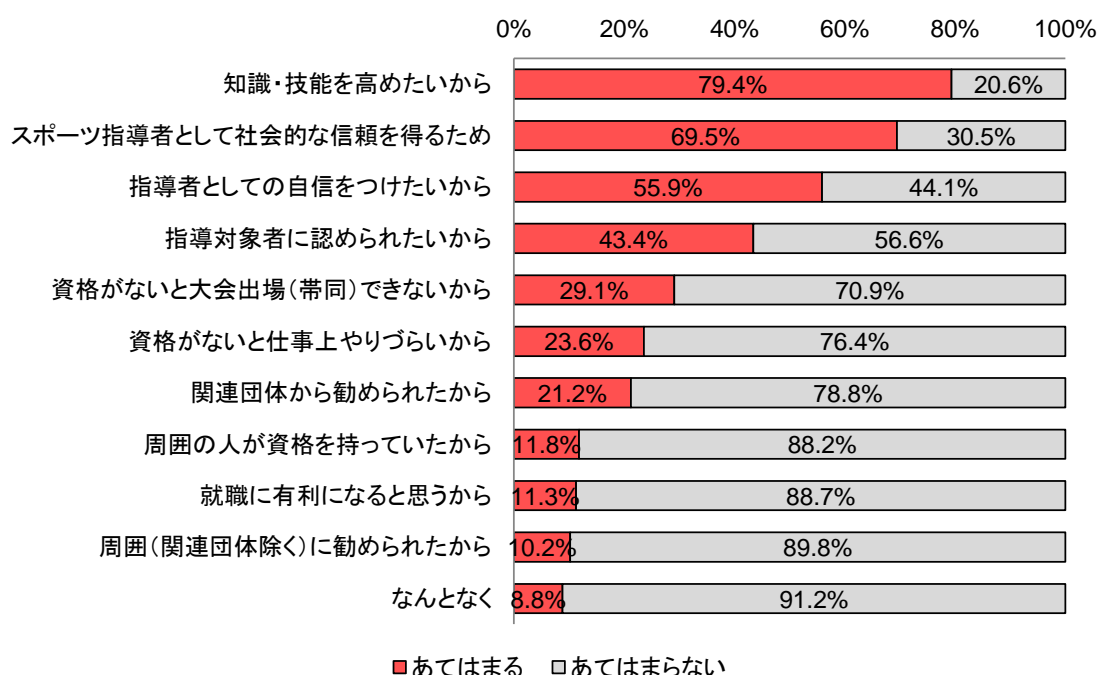


図 3. 指導者の資格保有理由

3-3-3. 資格保有理由に性別・年代・指導領域が与える影響

資格保有理由 11 項目（「あてはまる」／「あてはまらない」）を目的変数、性別・年代・指導領域を独立変数としたロジスティック回帰分析を行った結果、「資格がないと大会出場（帯同）できないから」、「資格がないと仕事上やりづらいから」、「周囲の人が資格を持っていたから」、「就職に有利になると思うから」の 4 項目において有意な関連が認められた（表 11）。個別にみていくと、「資格がないと大会出場（帯同）できないから」では 60 代以上より 40 代が、商業スポーツ指導者より学校スポーツ指導者が有意に「あてはまる」と回答する確率が高いことが確認された。また、「資格がないと仕事上やりづらいから」では、

60代に対して40代の $\text{Exp}(\beta)$ の値が有意に高い ($\text{Exp}(\beta)=2.03$, $p<0.05$). 「周囲の人が資格を持っていたから」では60代に対して40代で、商業スポーツ指導者に対してその他の指導者であることが有意な影響を及ぼしている. 「就職に有利になると思うから」では、60代に対して30代以下で $\text{Exp}(\beta)$ が有意に高く ($\text{Exp}(\beta)=3.73$, $p<0.05$), 指導領域では学校スポーツ指導者が有意な影響を及ぼしている.

一方、「知識・技能を高めたいから」、「スポーツ指導者として社会的な信頼を得るため」、「指導対象者に認められたいから」、「関連団体に勧められたから」、「周囲に勧められたから」、「指導者としての自信をつけたいから」、「なんとなく」の7項目では有意な関連は認められなかった. なお、性別はすべての項目において有意な影響は確認できなかった.

表 11. 資格保有理由に指導者の属性が与える影響（ロジスティック回帰分析）

	資格がないと大会出場 (帯同)できないから			資格がないと仕事上 やりづらいから		
	Exp(B)	(95%CI)	p	Exp(B)	(95%CI)	p
年齢						
≥60	1	(ref)		1	(ref)	
≤39	1.80	(0.80-4.06)		1.53	(0.64-3.62)	
40-49	2.03	(1.05-3.93)	*	2.76	(1.39-5.49)	**
50-59	1.38	(0.78-2.47)		0.99	(0.52-1.89)	
指導領域						
商業施設スポーツ指導者	1	(ref)		1	(ref)	
地域スポーツ指導者	1.99	(0.87-4.56)		0.70	(0.34-1.47)	
学校スポーツ指導者	4.39	(1.87-10.30)	**	0.60	(0.26-1.34)	
その他	1.96	(0.77-4.99)		1.31	(0.57-3.02)	
性別						
女性	1	(ref)		1	(ref)	
男性	1.62	(0.90-2.94)		0.65	(0.37-1.13)	
χ^2	25.92		**	21.66		**
negelkerke R ²	0.09			0.08		

	周囲の人が資格を持っていたから			就職に有利になると思うから		
	Exp(B)	(95%CI)	p	Exp(B)	(95%CI)	p
年齢						
≥60	1	(ref)		1	(ref)	
≤39	1.84	(0.48-7.03)		3.73	(1.29-10.78)	*
40-49	3.45	(1.25-9.54)	*	2.48	(0.94-6.50)	
50-59	2.36	(0.92-6.07)		0.98	(0.38-2.56)	
指導領域						
商業施設スポーツ指導者	1	(ref)		1	(ref)	
地域スポーツ指導者	1.05	(0.42-2.64)		0.67	(0.26-1.70)	
学校スポーツ指導者	0.74	(0.27-2.06)		0.29	(0.09-0.94)	*
その他	0.11	(0.13-0.93)	*	1.08	(0.39-3.04)	
性別						
女性	1	(ref)		1	(ref)	
男性	1.12	(0.50-2.54)		0.54	(0.27-1.11)	
χ^2	16.82		*	21.65		**
negelkerke R ²	0.09			0.11		

* : p<0.05, ** : p<0.01

3-4. 考察

3-4-1. 資格の自身の資質向上機能と就業・職業的な機能について

本研究では、資格に対する社会の認識の変化に伴い、資格の業務独占的機能を目的に資格を保有する者が増加し、資質向上を目的に資格を保有する指導者が減少しているのではないかと推測したが、「知識・技能を高めたいから」、「指導者としての自信をつけたいから」といった資質向上に関する項目では、他の項目と比較して「あてはまる」と回答している者が多く、且つ、性別・年代・指導領域のいずれもこれらの保有理由に影響を与えていないことが明らかになった。これにより、自身の資質向上という資格の側面は、指導者の属性に関わらず、現在も指導者の主たる資格保有理由であることが示された。

一方で、30代以下、40代であることが職業・就業に関する項目（「就職に有利になると思うから」、「資格がないと仕事上やりづらいから」）においてプラスの影響を与えていた。これにより、比較的若い世代において資格の就業に関する機能が資格保有理由として認識されている確率が高いことが確認された。このことから、若い世代の資格の継続・取得のためには、いわゆる資格保有者の「受け皿」を開拓していくことが必要といえるが、すべての指導者に就業上のメリットを提供することは現実的ではなく、資格の就業・職業的な機能に偏重せず、それ以外の保有理由も認識してもらう必要があるといえる。

3-4-2. 女性スポーツ指導者特有の資格保有理由について

性別が資格保有に及ぼす影響について確認したが、性別はいずれの資格保有理由にも影響を与えていなかった。女性特有の資格保有理由を明らかにすることができれば数的に少ない女性有資格者の資格保有継続に役立つと考えられたが、女性スポーツ指導者の増大と活動促進について、すでに資格を有している者のサポートという観点からは男女差を考慮する必要はないことが示唆された。ただし、これは女性指導者が少数派であるがためにまだ性別による差が出現していないと捉えることもでき、今後も注目していく必要があるだろう。

3-4-3. 資格の義務付けについて

「資格がないと大会出場（帯同）できないから」の項目において、学校指導者であること、40代であることがプラスの影響を与えていることが明らかになったが、これらの要因は、中学・高校の運動部活動の顧問の平均年齢と一致していると考えられる（注）。前述のとおり、2010年に日体協が国民体育大会監督に対する資格保有を義務付ける方針²⁰を発表したのを筆頭に、各競技団体においても公式大会における監督・スタッフ等の要件に「公認スポーツ指導者資格を有していること」を求める動きが徐々に広まっているが、これらの取り組みは、主に学校運動部活動の指導者において、資格保有の理由として認知されているといえる。今後もこのような取組の推進によって指導者に新たな資格の機能として認識してもらえるようになる可能性があるが、資格保有の「義務」だけが主張されすぎると指導者からは単なる規制強化と受け止められる恐れがあり、これらが指導体制の充実を念頭に取組むことであることも併せて周知していく必要があるだろう。

3-5. まとめ

本章では、指導者の資格保有理由およびそれに影響を及ぼす要因について検討した結果、以下のことが明らかになった。

- ・ 自身の資質向上は指導者の属性に関わらず主たる公認スポーツ指導者資格の保有理由であり、多くの有資格者が公認スポーツ指導者資格の知識・技能の向上という機能を

認識・評価していることが明らかになった。

- ・ 若い世代であることが資格の就業・職業に関する資格保有理由にポジティブな影響を及ぼしており、若い世代は他の世代と比較して就業・職業に関する機能を認識している傾向にあるといえる。
- ・ 性別はどの資格保有理由についても影響を及ぼしておらず、資格の機能の認識に男女間の差はないと考えられる。
- ・ 近年取り組みが始まった資格の義務付け策は、特に学校指導者の資格保有理由に影響を与えていることが示唆された。今後、各種大会でも義務付け策を推進されることで、指導者の資格保有理由として定着すると考えられる。

(注) 学校運動部活動の指導者の平均年齢の全国的な統計は発表されていないが、例えば千葉県では高体連では 44.5 歳、小中体連で 41.5 歳⁴⁹⁾、神奈川県で、中学校が 43.9 歳、高等学校で 48.0 歳との報告がある⁵⁰⁾。

第4章 公認スポーツ指導者の資格辞退理由に指導者の属性が及ぼす影響

4-1. 諸言

前章では指導者が資格を保有する理由について検討を行ったが、資格保有を継続する指導者が存在する一方、更新手続きの際に資格を辞退する者も一定数存在する。

公認スポーツ指導者資格の更新率は概ね70%前後とのデータがあるが、資格辞退者が存在することは決して好ましい状況とはいえない。その理由は主に2点挙げられる。1点目に、公認スポーツ指導者資格は、「組織的指導体制を整備すること」や、「スポーツ指導に関する最新情報の提供や活動上与えられる便宜を組織内で確立する」⁴⁵⁾のために登録・更新制が敷かれており、辞退者が出るということはこの制度の目的の達成度が低下することになる。2点目に、指導者資格を取得するための講習会には国などからの補助金が充てられている。これらの講習会を受講したにも関わらず多くの者が資格継続を放棄するのは補助金投入の効果の点からも問題が生じる恐れがある。資格辞退者が多数存在することは、制度設計上はこのような問題が指摘できるが、制度の目的達成や補助金の有効性を以て、指導者に資格の保有を強制することはできない。指導者は4年に1回の研修受講と登録料の支払い(少なくとも10,000円/4年)が必要であり、そのコストに対して何等かの機能が提供されていなければ、登録を辞退してしまうのもやむを得ないことである。

第2章でみてきたとおり、指導者資格制度の問題点として、「指導者資格取得によって生じるメリットとしての社会的機能、経済的機能が明確になっていない」¹⁸⁾、「資格を取得したらどのようなメリットがあるのかわかりにくい」⁵¹⁾、あるいは永松らの「資格保持の有無に関わらず、資格の具体的な効用や期待については資格取得によって見出せるものがない」⁴²⁾といったように、「資格をとるとどうなるのか」が明確でないことが指摘されてきた。このような点が指導者の資格放棄の主な理由になっていることは想像に難くないが、これまで、実際に資格を辞退した者を対象とした調査は実施されておらず、指導者の認識は明らかにされていない。そこで、本章では資格辞退者の辞退理由に焦点をあてる。

検討にあたり、現在の指導者資格を取り巻く環境を鑑みて、特に以下の2点に着目する。

1点目に、「資格辞退者には指導活動の実態があるのかどうか」についてである。生活環境の変化や自身の加齢・体力的な問題により、指導活動そのものから離れる指導者は常に一定数存在するだろう。しかし、前述のとおり、資格に魅力を感じないために指導活動を継続しているにも関わらず資格を放棄する指導者も一定数存在しているはずである。これまで両者がどの程度存在するのかは調査、報告されてこなかったが、資格辞退者の実態を把握するにあたり、まずはこの点を明らかにする必要がある。

2点目に、指導者の資格辞退理由と指導者の属性との関連性についてである。先行研究では、指導者制度の問題点としてメリットがわかりにくいことが指摘されてきたが、公認スポーツ指導者資格が学校、地域、プロチーム等の指導領域ごとに設けられたものではないため、指導者の指導領域や属性が、その認識に影響を及ぼしている可能性がある。他の辞

退理由においても、仮に指導者の属性が資格辞退理由に影響を及ぼしているとするれば、どのような指導者がどのような理由で資格放棄をするのかを把握することは、辞退者を減少させるための有益な情報になると考えられる。

以上を踏まえ、本研究は以下3点を目的とする。

- ・資格辞退者のスポーツ指導状況を調査すること
- ・資格辞退者の資格放棄理由を調査すること
- ・資格辞退理由に、指導者の属性が及ぼす影響を明らかにすること

<「資格辞退者」の定義>

公認スポーツ指導者資格は、4年間の更新制となっており、更新をするためには、4年に1度の研修会の受講が義務付けられている。また、その上で、登録手続き時期に更新登録料を支払う必要があるが、本研究では、「資格辞退者」は「意思表示せずに更新手続きを行わなかったために資格を失効した者」と定義する。

この「資格辞退者」に対して、自ら申し出て、資格を返上する者も存在する。公認スポーツ指導者資格は、自ら退会を希望する旨を日本体育協会に通知すれば、いつでも資格退会が可能となっている。このように、資格失効する者は、意思表示なしに失効する「資格辞退者」と、意思表示したうえで資格を失効する者が存在するが、本研究では、より資格に対する関心が低いと考えられる「資格辞退者」を対象とする。

これは、以下の理由による。第一に、資格辞退者は意思表示して退会する者と比較して、より資格に対する関心が低いという点で、制度上、より重要度の高い問題だと考えられる点である。第二に、意思表示して退会する者は、「高齢・病気のため」というやむを得ない事情を持つ者も多く、その意味では引き留めるのが困難な者が多いと考えられる。さらに、死去を理由に家族から連絡が入るケースもあり、調査対象者の感情を考慮すると実施には慎重を要すると考えられたためである。

4-2. 研究方法

4-2-1. 研究対象

本研究は、日本体育協会が2008年に実施した「公認スポーツ指導者実態調査」の調査データを研究対象とした。調査概要は以下のとおりである。

- ・調査時期：2008年9月5日～12月5日
- ・調査対象：過去に公認スポーツ指導者資格を有しており、2006年3月または2006年9月に期限切れとなった者（辞退者）
- ・サンプリング方法：無作為抽出法
- ・調査方法：郵送法

- ・ 回収数（率）：265（20.2%）

4-2-2. 分析対象

上記調査は、日本体育協会が養成する4領域14資格（スポーツリーダー資格を除く）を対象に実施されたが、前章と同様に「指導員」、「上級指導員」、「コーチ」、「上級コーチ」のいずれかの資格を有していた者計124サンプルを分析対象とした。また、資格辞退理由については、すでにスポーツ指導を行っていない者は回答しづらい部分が多いと考えられることから、資格辞退理由については、過去1年間に指導活動を行った者で、且つ、資格辞退理由17項目すべてに回答した者計76名を分析対象とした。

なお、本調査の回答率・サンプル数は決して十分なものとはいえないが、前述のとおり、いったん資格を取得したがその後失効した指導者を対象とした調査報告は過去に例がなく、まずは可能な範囲でその傾向を把握することが必要だと考えられることから、得られたデータをもとに分析を行うこととした。

4-2-3. 調査項目

- ・ 指導者の資格保有理由

第3章で用いた11の質問項目について、例えば「指導対象者に認めてもらえるから」を「資格がなくても指導対象者に認めてもらえるから」というように、「資格がなくても・・・だから」と置き換えて用いることとした。また、これに加え、「手続きを忘れていたから」、「指導上のメリットをあまり感じなかったから」等、資格失効の理由として考えられるものを加え、全17の質問項目を作成した。また、各項目に対して、それぞれ「4：あてはまる」から「1：あてはまらない」の4段階尺度で回答を求めた。

表 12. 資格辞退理由の質問項目

第 3 章 対応	資格がなくても知識・技能は高められるから
	資格がなくてもスポーツ指導者としての社会的信頼は得られるから
	資格がなくても指導対象者に認めもらえるから
	関連団体に勧められることがなかったから
	資格がなくても大会出場(帯同)できるから
	資格がなくても仕事上問題ないから
	資格があっても就職に有利にならないから
	周囲(関連団体除く)に勧められなかったから
	周囲の人も資格を持っていなかったから
	資格はなくても指導者としての自信はあるから 何となく
新たに追加	手続きを忘れていたから
	登録の手続きが面倒だったから
	登録料が高いから
	登録することによる指導上のメリットをあまり感じなかったから
	資格に見合った指導ができる自信がなかったから 更新のための研修を受講できなかったから

・指導者の属性

第 3 章と同様の理由から、性別、年代、指導領域を設定した。

表 13. 独立変数とカテゴリ

項目	カテゴリ
性別	男性 女性(※)
年齢	≤49, 50-59, ≥60(※)
指導領域	地域スポーツ指導者(※), 学校スポーツ指導者, その他

※基準カテゴリに設定

4-2-4. 分析方法

本研究では、各資格保有理由を目的変数、性別・年代・指導領域を独立変数とした多項ロジスティック回帰分析を実施した。なお、統計解析にあたっては、統計パッケージ IBM SPSS Statistics 18 を使用した。

4-3. 結果

4-3-1. 指導者の活動状況および属性

調査対象者の活動状況を図 4 に示す。

「あなたは、この1年間、スポーツ指導をおこないましたか」の問いに対して、60.8%が「おこなった」、32.0%が「おこなわなかった」と回答した。

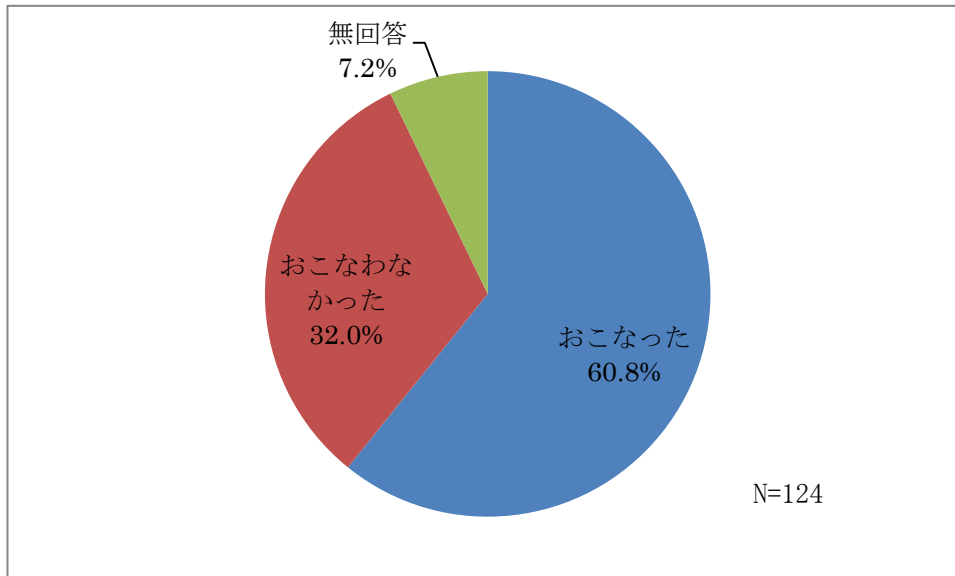


図 4. 資格辞退者の指導活動状況

指導有無別の回答者の属性は表 14 のとおりである。男性が占める割合が 84.2%。平均年齢は 57.2 歳であった。

第 3 章の資格保有者の調査では「商業スポーツ施設指導者」が 13.2%存在したが、辞退者では 9.2%であり、全体のサンプル数も少なく分析に耐えられない恐れがあるため「その他」に含めることとした。

また、指導経験年数は 25.3 年 (S.D.12.6) であり、指導頻度は週 3 回以上と回答した者が 39.5%と最も多く、資格辞退後も、全体の 7 割弱の者が週 1 回以上スポーツ指導活動を行っていることが明らかになった。

表 14. 資格辞退者の属性

	項目	%
性別	男性	84.2%
	女性	15.8%
年齢	≤49	26.3%
	50-59	30.3%
	≥60	43.4%
	平均57.2歳 (SD 10.6)	
指導領域	地域スポーツ指導者	59.2%
	学校スポーツ指導者	19.7%
	その他	21.2%

4-3-2. 資格辞退理由

前述のとおり、資格辞退理由は4段階尺度でたずねているが、本研究における分析の都合上、第3章と同様に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した者を「あてはまる」、「ややあてはまらない」「あてはまらない」と回答した者を「あてはまらない」と再カテゴリ化を行った。

その結果、指導者の資格辞退理由は図5のとおりとなった。

「登録することにより指導上のメリットをあまり感じなかったから」(72.4%)、「資格がなくても仕事上問題ないから」(59.2%)で「あてはまる」と回答した者の割合が高く、逆に、「資格に見合った指導ができる自信がなかったから」(14.5%)、「何となく」(18.4%)では「あてはまる」と回答した者の割合が低かった。

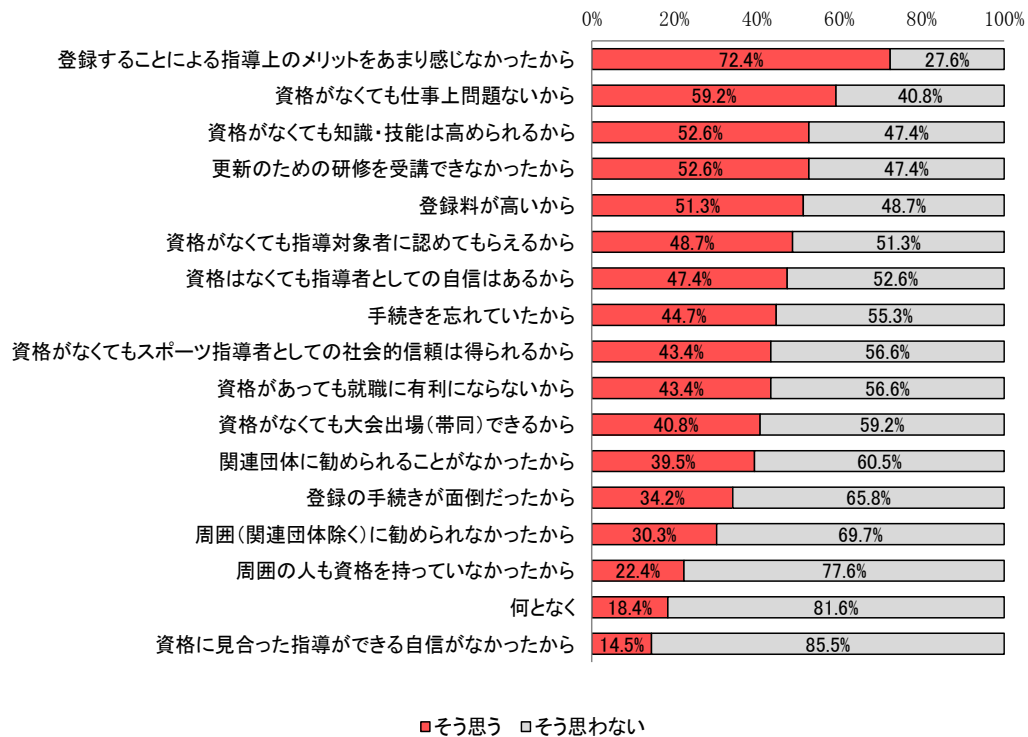


図 5. 指導者の資格辞退理由

4-3-3. 資格辞退理由に指導者の属性が及ぼす影響 (ロジスティック回帰分析)

資格辞退理由 17 項目(「あてはまる」/「あてはまらない」)を目的変数、性別・年代・指導領域を独立変数としたロジスティック回帰分析を行った結果(表 15)、17 項目中、「周囲(関連団体除く)に勧められなかったから」の 1 項目においてのみ有意な影響が確認された。年代で 60 代以上と比較して 50 代において ($\text{Exp}(\beta)=6.99, p<0.01$)、また女性より男性で ($\text{Exp}(\beta)=12.8, p<0.05$)、「あてはまる」と回答する確率が高いという結果が示された。

表 15. 資格辞退理由に指導者の属性が及ぼす影響（ロジスティック回帰分析）

	周囲(関連団体除く)に 勧められなかったから		
	Exp(B)	(95%CI)	p
年齢			
≥60	1	(ref)	
≤40	2.81	(0.66-11.98)	
50-59	6.99	(1.73-28.24)	**
指導領域			
地域スポーツ指導者	1	(ref)	
学校スポーツ指導者	2.94	(0.71-12.10)	
その他	2.94	(0.62-14.00)	
性別			
女性	1	(ref)	
男性	12.8	(1.12-146.35)	*
χ^2	15.95		**
negelkerke R^2	0.27		

*: p<0.05, **: p<0.01

4-4. 考察

4-4-1. 資格辞退者の指導状況と主たる辞退理由について

資格辞退者のスポーツ指導活動について、この1年間でのスポーツ実施状況をたずねたところ、行わなかったと回答したのは全体の32.0%と半数に満たず、60%はスポーツ指導活動を行い、さらにそのうちの7割程度は週1回以上の頻度でスポーツ指導活動を行っている結果となった。本調査は回答率・サンプル数とも十分な数ではなく、調査に協力が得られなかった者も含めると「行わなかった」と回答する者の割合が高まる可能性があることには注意が必要だが、スポーツ指導活動を行っているにも関わらず資格を放棄する者が一定数存在することが確認された。さらに、資格を辞退した理由として「登録することによる指導上のメリットをあまり感じなかったから」を挙げる声をもっとも多く、且つ、指導者の属性の影響も受けていないことが明らかになった。これにより、これまで先行研究で指摘されてきたとおり、公認スポーツ指導者資格を辞退する主たる理由は、資格のメリットが見いだせないことであることが確認された。また、この次に「あてはまる」と回答した者が多かったのは、「資格がなくても指導上問題ないから」であった。これにより、辞退者は、以前から指摘されているとおり、資格の就業・雇用におけるメリット（受け皿）を求めていたものの、その機能が働いていないことを示唆するものといえる。

4-4-2. 手続き上の不備による資格失効について

「更新のための研修を受講できなかったから」、「手続きを忘れていたから」という理由について、それぞれ 52.6%、44.7%と半数程度が「そう思う」と回答していることにも注目したい。これらは、単なる事務手続き上の不備による理由だといえる。仮にこれらの理由が解消された場合、どの程度の指導者の資格辞退が回避されるのかは不明であるが、資格の手続きルールが複雑でわかりづらいとの指摘もあり、これらを改善することも更新率向上の方策になる可能性が示された。日本体育協会では 2012 年よりインターネット上のサービス「指導者マイページ」をスタートさせ、インターネット上で有効期限の確認や更新手続きが行えるようになった。こうした取り組みを進めていくことで、資格辞退者を減らすことができる可能性があると考えられ、さらなる充実が期待される。

4-4-3. 指導者の属性が資格辞退理由に及ぼす影響について

全 17 項目中、指導者の属性の影響が確認されたのは 1 項目のみであった。

「周囲（関係団体除く）に勧められなかったから」で女性に対して男性、60 代以上に対して 50 代で「あてはまる」と回答する確率が高いとの結果であった。この項目は、そもそも「あてはまる」と回答している者の割合が 30.3%と全項目の中では低いが、男性、50 代においては、周囲から勧められることで資格を辞退しない者が増える可能性があるといえる。ただし、第 3 章では、周囲からの勧めによって資格を保有している者は少ないとの結果も出ており、これとは反する結果となる。この点については、さらなる調査、検討が必要である。

また、辞退者の分析では、第 3 章の資格保有理由の分析結果と比較して全体的に指導者の属性が辞退理由に及ぼす影響が弱い結果であったといえる。これは、指導者の資格保有理由は多様である一方、資格を辞退する理由は先行研究で指摘されているとおり性別、年代、指導領域に関わらず、メリットがないという認識が共通しているといえる。このことから、資格辞退者を減少させるためには、指導者の属性ごとに何らかの対策を講じるよりも、制度全体として有資格者へのサービスの改善や、いわゆる有資格者の受け皿の確保に取り組む必要があると考えられる。

4-5. まとめ

本研究では、指導者の資格辞退理由およびそれに影響を及ぼす指導者の属性について検討した結果、以下のことが明らかになった。

- ・ 資格辞退者には、指導活動を継続しているにも関わらず資格を放棄する者が一定数存在することが確認された。
- ・ 指導者の主たる資格辞退理由は、先行研究で指摘されていたとおり登録することのメリ

ットを感じていないことであった。有資格者に対するサービスの改善により、辞退者を減らせる可能性があるといえる。一方、手続き上の不備により資格を失効している者も一定数存在する可能性が示され、手続きや制度の簡素化が辞退者減少に効果がある可能性が確認された。

- 指導者の属性が辞退理由に及ぼす影響は、資格保有理由と比較して弱いものであった。このことから、辞退者を減少させるためには、属性ごとに働きかけを行うより、制度全体としてのサービスの向上や有資格者の受け皿確保を推進する必要があるといえる。

第5章 公認スポーツ指導者の資格継続／辞退に指導者の属性が及ぼす影響

5-1. 諸言

第2章で述べたとおり、資格を取得した指導者に資格を継続してもらうこと、一旦資格を取得した者に対して、資格継続を促し辞退者を最小限に留めることは制度上重要な課題である。資格継続を促すためには資格辞退者の特徴を明らかにすることでターゲットを絞った取り組みが可能となると考えられる。このため、本研究では、公認スポーツ指導者資格の継続・辞退に影響を与える要因について検討することを目的とした。

また、検討にあたっては、現在の状況を踏まえ、資格の継続・辞退には以下の仮説を設定した。

①スポーツ指導活動が自身の生計に直結している方が資格継続する傾向にある

公認スポーツ指導者資格は業務独占資格や必置資格ではないが、有資格者の存在をPRすることは、民間企業ではよくみられる手法である。公認スポーツ指導者においても、実際に、「仕事で資格の保有が必要」あるいは「仕事で資格が必要なのに失効してしまい困っている」という問い合わせもしばしば寄せられていることから、スポーツ指導が自身の生計と結びついている者の方がそうでない者と比較して資格継続する傾向にあると予測できる。本研究では、指導と生計とのつながりを評価する変数として指導場所、指導領域、指導への関わり方の3変数を設定した。

②資格義務付けに関する取り組みが積極的に行われているカテゴリに属する者の方が資格継続する傾向にある

第1章でも述べたとおり、現在、各種大会の監督・スタッフに対する公認スポーツ指導者資格の義務付けが推進されている。取組状況は競技によって差がみられるものの、全体的な傾向として全国レベル大会でまず義務付けが始まり、その後予選レベルに取り組みが広がっていく場合が多い。また、試合・大会の開催頻度から、中・高校生を中心としたジュニア世代の大会で積極的に進んでいるとみられる。このため、指導対象者の競技水準・年代が資格継続・辞退に関連する要因となっている可能性があると考えられる。

また、上記2つの仮説と併せ、公認スポーツ指導者資格の取得・継続に関して、現在人口統計学的変数および指導頻度・指導歴といった基本属性によってターゲットを絞った対策・働きかけは実施されていない。仮に、この状況下で一定の層のみ辞退率が高い状況ならば、その層に絞って働きかけを実施することは有効な策だと考えられる。このことから、性別、年齢、職業、指導頻度、指導歴という基本属性も変数に組み入れることとした。

5-2. 方法

<研究対象>

第3・4章と同様に、日本体育協会公認スポーツ指導者実態調査の調査データを研究対象とし、「指導員」、「上級指導員」、「コーチ」、「上級コーチ」いずれかの資格を保有する者を対象とした。

<調査項目>

本研究では、前節で述べた理由により、指導者の個人属性として、性別・年齢・職業を、指導活動状況として、指導歴、指導頻度、指導場所、指導対象世代、指導対象の競技水準、指導領域、関わり方（ボランティア指導者／専門的職業指導者／その他）を設定した。

<分析方法>

本研究では、指導者の属性と資格継続／辞退との関連性を検討するため、各変数と資格継続／辞退の χ^2 乗検定を行った。さらに、変数間の影響を制御したうえで各要因の継続／辞退との関連を検討するためロジスティック回帰分析（強制投入法）をおこなった。

5-3. 結果

①指導者の属性と継続／辞退の関連

性別・年齢・職業と資格継続／辞退の χ^2 乗検定を実施したところ、職業と継続／辞退に有意な関連が認められた。継続群で勤め人（教員含む）の割合が高く、辞退群では無職の占める割合が高い結果となった。

表 16. 指導者の属性と資格継続／辞退

	継続群		辞退群		χ^2
	N	%	N	%	
性別					
男性	292	78.9%	82	78.8%	0
女性	78	21.1%	22	21.2%	
年齢					
-49	117	31.6%	27	26.0%	5.72
50-59	136	36.8%	31	29.8%	
60-	117	31.6%	46	44.2%	
職業					
自営業	61	16.5%	22	21.2%	11.06*
勤め人(教員含む)	211	57.0%	41	39.4%	
無職	41	11.1%	20	19.2%	
その他	57	15.4%	21	20.2%	

* : p<0.05

②指導者の指導活動状況と継続／辞退の関連

指導者の活動状況と継続・辞退の χ^2 乗検定を実施したところ、指導歴、指導頻度、指導場所、指導対象世代、指導対象の競技水準、指導領域、関わり方のすべての項目において有意な関連性はみられなかった。

表 17. 指導者の指導活動状況と資格継続／辞退

	継続群		辞退群		X ²
	N	%	N	%	
指導歴(年)					
-19	98	26.5%	27	26.0%	0.06
20-29	138	37.3%	38	36.5%	
30-	134	36.2%	39	37.5%	
指導頻度					
週3日以上(≥151日/年)	182	49.2%	47	45.2%	0.59
週1-2日(51-150日/年)	102	27.6%	32	30.8%	
月3日以下(≤50日/年)	86	23.2%	25	24.0%	
指導場所					
公共の施設	126	34.1%	44	42.3%	2.48
小・中・高校の学校施設	117	31.6%	30	28.8%	
民間の施設	67	18.1%	16	15.4%	
その他	60	16.2%	14	13.5%	
指導対象世代					
小学生期	92	24.9%	28	26.9%	3.28
中・高校期	97	26.2%	30	28.8%	
40-64歳	44	11.9%	15	14.4%	
多世代	87	23.5%	16	15.4%	
その他	50	13.5%	15	14.4%	
指導対象の競技水準					
健康づくり・非競技	92	24.9%	26	25.0%	1.07
親善試合程度	22	5.9%	4	3.8%	
市区大会出場	111	30.0%	35	33.7%	
県大会出場	85	23.0%	23	22.1%	
全国大会出場	60	16.2%	16	15.4%	
指導領域					
地域スポーツ指導者	176	47.6%	56	53.8%	1.99
学校スポーツ指導者	84	22.7%	20	19.2%	
商業スポーツ施設指導者	53	14.3%	11	10.6%	
その他	57	15.4%	17	16.3%	
指導の関わり方					
ボランティア	250	67.6%	73	70.2%	0.50
専門的職業	68	18.4%	16	15.4%	
その他	52	14.1%	15	14.4%	

③ロジスティック回帰分析

変数間の影響を制御したうえで各要因の継続／辞退との関連を検討するためロジスティック回帰分析(強制投入法)を実施したところ、職業についてのみ有意な関連性が認められ、自営業に対して勤め人(教員含む)が有意に継続する確率が高い結果となった

(Exp=1.95,p<0.05). また, 職業以外の項目では有意な関連は確認できなかった.

表 18. 資格継続/辞退の関連要因 (ロジスティック回帰分析)

	Exp(B)	P	(95%CI)
0=辞退群, 1=継続群			
性別			
男性	1.00		(ref)
女性	1.23		(0.60 - 2.52)
年代			
-49	1.00		(ref)
50-59	0.98		(0.50 - 1.90)
60-	0.75		(0.32 - 1.76)
職業			
自営業	1.00		(ref)
勤め人(教員含む)	1.95	*	(1.00 - 3.79)
無職	0.83		(0.36 - 1.92)
その他	0.85		(0.36 - 1.97)
指導歴			
-19	1.00		(ref)
20-29	1.02		(0.56 - 1.85)
30-	1.25		(0.62 - 2.52)
指導頻度			
週3日以上(≥151日/年)	1.00		(ref)
週1-2日(51-150日/年)	0.95		(0.53 - 1.70)
月3日以下(≤50日/年)	0.90		(0.46 - 1.75)
指導場所			
公共の施設	1.00		(ref)
小・中・高校の学校施設	1.30		(0.67 - 2.53)
民間の施設	1.00		(0.43 - 2.34)
その他	1.20		(0.54 - 2.66)
指導対象世代			
小学生期	1.00		(ref)
中・高校期	0.62		(0.27 - 1.39)
40-64歳	1.05		(0.48 - 2.30)
多世代	1.72		(0.83 - 3.56)
その他	0.82		(0.36 - 1.88)
指導対象の競技水準			
健康づくり・非競技	1.00		(ref)
親善試合程度	1.52		(0.45 - 5.14)
市区大会出場	0.96		(0.50 - 1.83)
県大会出場	1.06		(0.50 - 2.24)
全国大会出場	1.06		(0.46 - 2.42)
指導領域			
地域スポーツ指導者	1.00		(ref)
学校スポーツ指導者	1.18		(0.50 - 2.79)
商業スポーツ施設指導者	1.41		(0.50 - 4.00)
その他	1.05		(0.53 - 2.07)
指導への関わり方			
ボランティア	1.00		(ref)
専門的職業	0.84		(0.36 - 1.95)
その他	0.90		(0.44 - 1.85)

*: p<0.05

5-4. 考察

本研究では、公認スポーツ指導者の量的増大のために効果的・効率的と考えられる資格更新の促進を検討するため、資格継続／辞退と指導者の属性・指導活動状況の関連について検討した。

①指導活動と自身の生計との関連について

指導活動が自身の生計と直結する者の方が資格継続に積極的であると予想したが、指導場所、指導領域、指導への関わり方のいずれの変数も、有意な関連は認められなかった。「業務独占資格」・「必置資格」等ではないものの、本資格が職業に役立つ資格と認識されるとすれば、スポーツ指導が自身の生計に結びついている者は資格を継続する可能性が高いと予測したが、本研究ではこれらの変数の有意な関連は確認できなかった。これは、「専門的職業指導者」、「商業スポーツ施設指導者」であっても、当然指導者自身の認識、あるいは勤務先の意向によって資格が必要かどうかは異なる。これは、過去の「資格取得は指導に関連する職業に就くことを可能とする」という効果は認められない」との指摘のとおり、スポーツ指導活動を行うに際して資格が役に立っていない状況を反映した結果ととらえることができる。

②大会監督に対する資格義務付けとの関連について

近年の各種大会監督等に対する資格義務付けの影響で、指導対象者の競技水準が高い者、中・高校生を指導している者は資格を継続する可能性が高いと考えたが、①と同様に χ^2 乗検定、ロジスティック回帰分析のいずれでも有意な関連性は確認できなかった。これは、義務付けの取り組みは現時点では限定的なものであり、継続・辞退に影響を与える要因となるほどには進んでいないことを示した結果ととらえることができる。第1章でも述べたとおり国民体育大会監督に対する資格義務付けは「各都道府県における競技者の指導・強化体制を充実させ、わが国スポーツ界の競技力の底上げを図る」ことが目的とされているが、取り組みとともにこの目的が浸透していくことで、資格の継続を促進するポジティブな要因になっていくことが求められる。

③職業と資格継続／辞退の関連について

ロジスティック回帰分析の結果、自営業に対して勤め人（教員含む）の方が更新する確率が高いことが示された。ここでたずねた職業は、それがスポーツ指導に関わるものかどうかは問題としておらず、①で述べた指導領域、指導への関わり方等とは意味の異なる項目である。スポーツ指導状況とは関連のない職業で有意な関連がみられたのは意外な結果といえるが、公認スポーツ指導者資格だけに限らず、一般的に資格は就職・昇給の際の要件と見なされることがあることから、雇用されている立場である「勤め人」の方が、雇

用する立場である「自営業」と比べて資格全般に対する意識が高いためこのような結果になった可能性がある。

5-5. まとめ

本研究では資格の継続／辞退と指導者の人口統計学的変数および指導活動状況の関連について検討した。当初、指導活動と生計のつながりや資格の義務付け状況を踏まえ、資格継続／辞退は指導活動状況との関連性があると予測したが、本研究の結果からは有意な関連性は認められなかった。一方で、職業について有意な関連性が確認されており、これらの結果は、「公認スポーツ指導者」という固有の資格に対する認識よりも、一般的な資格に関する認識の方が現時点では継続／辞退と関連が深いと捉えることができる。

本研究は辞退者の回収率・分析対象数が限られていること、また限定された期間での手続き状況をもとにした結果であり、この結果をすべての公認スポーツ指導者の実態と解釈することには注意が必要だが、指導活動状況と継続／辞退の関連がみられないことは、指導者資格がどのような層にとって必要とされているのかも不明だということを示しており、これまで指摘されているように資格の機能が不明確な状況を改めて示した結果といえる。指導者自身に対しても、また指導対象者のためにも、資格の持つ機能をより明確化していくことが求められる。

第6章 公認スポーツ指導者資格の受講・登録・更新の局面における資格保有（取得）理由の差異の検討

6-1. 諸言

馬場⁴³⁾、永松⁴²⁾らは公認スポーツ指導者資格を含む、スポーツ指導者資格の更新制度が機能していない（あるいは更新する意義がない）ことを指摘しているが、これは、主に資格取得時は自身の技能向上のために取得するが、その後は更新する理由が無くなるとの理由によるものである。一方で、実際には公認スポーツ指導者資格の更新率は7割前後であり、更新時期を迎えた者の半数以上が資格を更新しているのが実情である。

第3章では資格保有者（更新者）がどのような理由で資格を更新するのかを検討したが、公認スポーツ指導者資格には、講習会受講、新規登録、更新登録という3つの局面がある（講習会を受講し、検定試験に合格しても登録手続きを行わない限り資格認定はされない）。仮に、更新制が機能していないのであれば、講習会受講時は明確であった資格の保有（取得）理由は、登録、更新と時間の経過とともに薄れていき、最終的には資格辞退に至るといった状況が生じている可能性がある。さらに、資格を更新している者は必要に迫られた者のみであるとの指摘がある。仮に、実際にこのような状況が生じているとすると、時間の経過とともに資格を更新する者は必要に迫られた者のみとなり、制度本来の、指導者の資質・指導力の向上を図るという趣旨が達成できないこととなってしまう。

これまで、公認スポーツ指導者の取得の局面に焦点を当て、その効果についての報告はみられるが、受講・登録・更新といった局面による比較を行った例はなく、実際に受講者・登録者・更新者の間で資格に対する認識に差が生じているのかは明らかになっていない。そこで、本研究では受講・新規登録・更新の局面によって指導者の資格保有（取得）理由に違いがあるのか明らかにすることを目的とする。

6-2. 方法

①調査方法

本研究には日体協が実施した公認スポーツ指導者実態調査のデータのうち、「受講時調査」、「登録時調査」、「更新時調査」のデータを使用した。また、他章と同様に指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ資格を対象とするのが望ましいと考えたが、コーチ・上級コーチは講習会運営の都合上、教師、アスレティックトレーナー等の別資格と区別することが不可能であったため、本研究では対象を「指導員」、「上級指導員」資格保持者および講習会受講者とした。調査概要は以下に示した通りである。また、回収数および分析対象者数等は表19に示したとおりである。

<調査概要>

【受講時調査】

・調査対象

2008年度日体協公認スポーツ指導者養成講習会受講者

・サンプリング方法

2008年度に開催された養成講習会の実施地域等を考慮の上、調査対象講習会を選定し、各講習会の受講者を調査対象者とした。

・配布・回収方法

各講習会会場で事務局スタッフが配布・回収を行った。

・実施期間

2008年7月～平成21年1月

【登録時調査・更新時調査】

・調査対象

登録時調査：2006年10月または2007年4月付で新規登録手続きを行った者

更新時調査：2006年10月または2007年4月付で更新登録手続きを行った者

・サンプリング方法

無作為抽出法

・配布・回収方法

郵送法にて配布・回収

・実施期間

2008年9月12日～12月5日

表 19. 各調査の回収数等

	対象数	回収数	(回収率)	分析対象数	(対象者に対する割合)
受講時調査	2,465	2,245	91.1%	893	36.2%
登録時調査	1,476	568	38.5%	195	13.2%
更新時調査	1,493	685	45.9%	300	20.1%

②調査項目

資格保有理由は3章と同様の11項目を使用した。質問文は以下に示したとおりとなり、各項目に対して「4：あてはまる」～「1：あてはまらない」の4段階尺度で回答を

求めた。

受講時：この講習会を受講する（資格を取得する）理由は何ですか。

登録時：あなたが資格を登録した理由は何ですか

登録時：あなたが資格を更新登録した理由は何ですか

③分析方法

各局面での保有理由の違いを検討するため、資格保有理由を従属変数、受講時・登録時・更新時を独立変数とした一元配置分散分析を実施し、多重比較には tukey 法を用いた。また、解析には統計パッケージ IBM SPSS 20.0 を使用した。

6-3. 結果

①回答者の属性

各調査の回答者の属性は表 20 に示した通りとなった。年齢・指導経験年数は更新、登録、受講の順で有意に高い結果となった。なお、更新者の平均資格保有期間は、自記式であったこと、必ずしも自身の資格保有年数を正確に答えられる者は多くないことから正確性には留意が必要であるが、12.7 年 (S.D.7.96) であった。公認スポーツ指導者資格の有効期間は 4 年間であることから、平均更新回数は 3 回程度だと想定できる。

表 20. 回答者の属性

		受講者(A)	登録者(B)	更新者(C)		
性別	男性	70.9%	73.6%	72.8%	$\chi^2=0.79$	n.s.
	女性	29.1%	26.4%	27.2%		
年齢	平均	43.3	47.1	54.5	A<B, B<C	***
	(S.D)	(14.1)	(13.2)	(11.4)		
指導経験年数	平均	8.14	13.31	21.76	A<B, B<C	***
	(S.D)	(8.6)	(10.2)	(11.9)		
指導頻度	週3日以上	42.4%	44.1%	40.2%	$\chi^2=3.93$	n.s.
	週1-2日	36.0%	32.8%	32.6%		
	月3回以下	21.6%	23.2%	27.2%		
指導領域	地域スポーツ指導者	54.4%	54.8%	56.5%	$\chi^2=63.69$	***
	学校スポーツ指導者	30.9%	25.4%	13.4%		
	商業スポーツ施設指導者	2.8%	3.4%	12.2%		
	その他	11.9%	16.4%	17.9%		

*** : p<0.001

②受講時・登録時・更新時の保有理由の比較

各局面での保有理由の違いを検討するため、資格保有理由を従属変数、受講時・登録時・更新時を独立変数とした一元配置分散分析を実施した。

その結果、11項目中7項目で受講・登録・更新の群間で何等かの有意な差が認められた。具体的には、「知識・技能を高めたいから」($F=16.41(p<0.001)$)、「資格がないと大会出場(帯同)できないから」($F=34.87(p<0.01)$)、「関連団体に勧められたから」($F=29.62(p<0.001)$)、「周囲(関連団体除く)に勧められたから」($F=22.76(p<0.001)$)、の4項目では、更新者が受講者・登録者と比べて有意に低い得点だった。また、「スポーツ指導者として社会的な信頼を得るため」($F=5.80(p<0.01)$)では登録者に対して受講者が有意に低く、「周囲の人が資格を持っていたから」($F=5.92(p<0.01)$)では受講者に対して更新者が有意に低い値を示した。「資格がないと仕事上やりづらいから」($F=7.24(p<0.01)$)では更新者に対して受講者が有意に低い値となり、全項目中唯一更新者が受講者を上回る数値となった。

表 21. 受講者・登録者・更新者の保有理由の比較

項目	受講者(A)		登録者(B)		更新者(C)		分散分析		多重比較
	平均	(S.D.)	平均	(S.D.)	平均	(S.D.)	F値	(p)	
知識・技能を高めたいから	3.51	(0.73)	3.42	(0.82)	3.21	(0.97)	16.41	***	C<A,C<B
スポーツ指導者として社会的な信頼を得るため	2.69	(1.05)	2.94	(1.07)	2.85	(1.03)	5.80	**	A<B
指導者としての自信をつけたいから	2.75	(1.09)	2.83	(1.11)	2.63	(1.16)	2.06	n.s.	
指導対象者に認められたいから	2.31	(1.04)	2.37	(1.06)	2.28	(1.03)	0.42	n.s.	
資格がないと大会出場(帯同)できないから	2.41	(1.25)	2.34	(1.27)	1.74	(1.07)	34.87	**	C<B,C<A
関連団体に勧められたから	2.24	(1.13)	2.17	(1.13)	1.68	(0.91)	29.62	***	C<B,C<A
周囲(関連団体除く)に勧められたから	1.84	(1.05)	1.74	(1.01)	1.40	(0.74)	22.76	***	C<B,C<A
周囲の人が資格を持っていたから	1.65	(0.92)	1.64	(0.90)	1.45	(0.77)	5.92	**	C<A
資格がないと仕事上やりづらいから	1.53	(0.84)	1.61	(0.89)	1.76	(1.05)	7.24	**	A<C
就職に有利になると思うから	1.33	(0.72)	1.41	(0.76)	1.44	(0.81)	2.66	n.s.	
何となく	1.37	(0.77)	1.25	(0.63)	1.28	(0.68)	3.61	*	

*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001

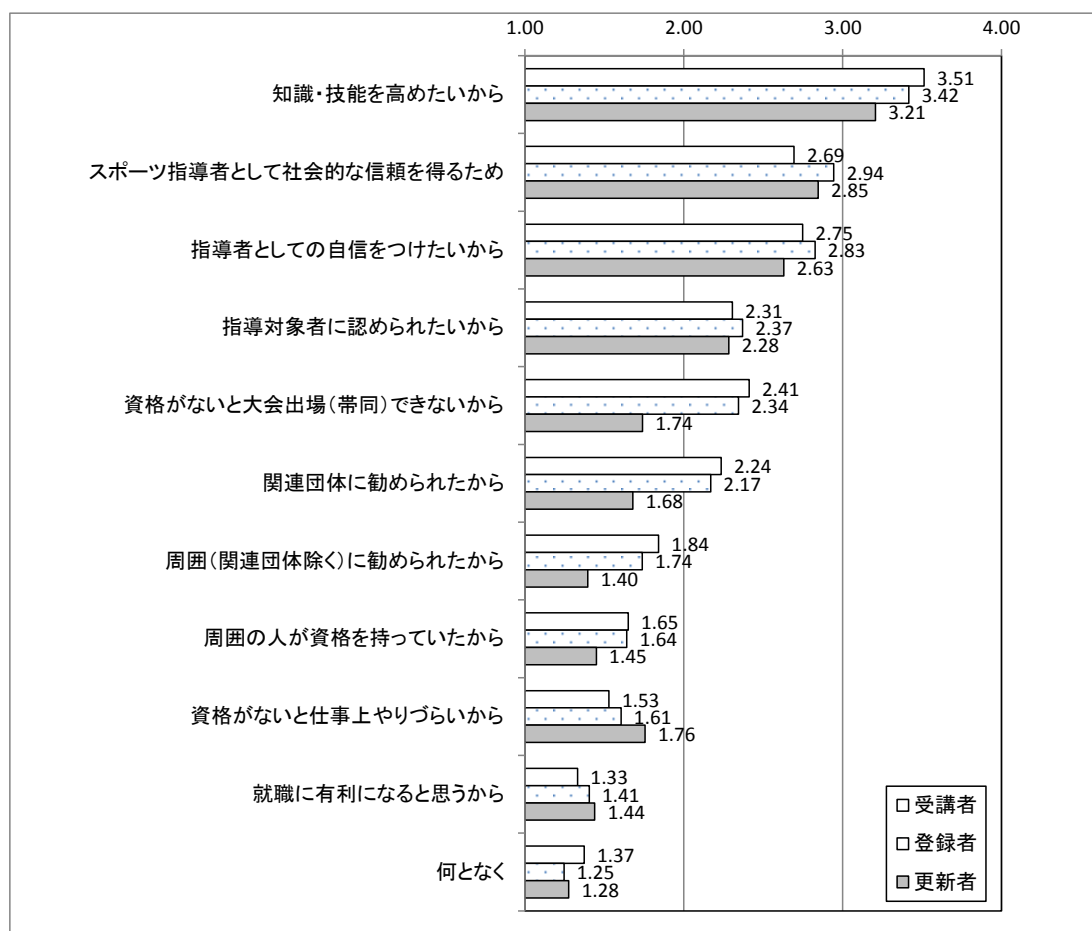


図 6. 受講者・登録者・更新者の保有理由の比較

6-4. 考察

受講者・登録者・更新者いずれも、「知識・技能を高めたいから」の平均値が高く、いずれの局面においても「知識・技能を高める」は資格保有・取得の主たる理由になっていることが確認された。一方で、「関連団体に勧められたから」等の他者からの勧めに関する理由や、「資格がないと仕事上やりづらいから」、「就職に有利になると思うから」は平均値が中央値を下回っており、資格保有・取得理由としての認識は低い結果となった。全体的な傾向として、受講・登録・更新の局面で公認スポーツ指導者資格保有者（受講者）の認識の全体的な傾向に大幅な違いはないと考えられる。

一方で、分散分析の結果、11項目中7項目において群間に有意な差が認められた。また、このうち4項目で、更新者が受講者・登録者と比べて有意に低い値を示した。

まず、「知識・技能を高めたいから」は、更新者(3.21)が受講者(3.51)・登録者(3.42)と比べて有意に低い値を示しており、どの群でも平均値は高いものの、更新者の肯定度が相対的に低い結果となった。公認スポーツ指導者資格を取得するには講習会の受講と検定試験への合格が必要であり、受講者は皆検定試験への合格に向けて熱心に学習に取り組む。一方で、資格を更新するためには「更新のための義務研修」の受講が義務付けられている。研修の内容は各競技によって異なるが、最低ラインは「4年に1回、3時間以上の集合講習を受講すること」となっており、ほぼすべての競技で資格取得時の講習・試験の要件よりは緩やかな要件になっているといえる。このようなことから、講習を受講している最中である「受講者」と検定試験合格からの経過時間が短い「登録者」と比べて「更新者」の方が低い値になったと考えられる。

同様に、「関連団体に勧められたから」、「周囲（関連団体除く）に勧められたから」でも更新者が他の2群と比較して有意に低い値を示し、「周囲の人が資格を持っていたから」についても受講者(1.65)が更新者(1.45)に対して有意に高い値を示した。これら3項目は、いずれも他者からの働きかけに関する項目といえるが、更新者において、他の2群と比較して、これらの認識が弱いことが示唆された。実際にも、資格認定団体である日体協・競技団体でも、前述のような国民体育大会監督に対する義務付けのように“取得”に対する働きかけはみられるが、それに比べて“更新”に対する取り組みはあまり実施されておらず、これらのことが更新者の得点が低いという結果につながった可能性がある。

また、「資格がないと大会出場（帯同）できないから」については、国民体育大会監督に対する資格義務付けの取り組みの影響が大きいと考えられる。本調査を実施した2008年時点でも義務付けの動きが活発化しており、この義務付けに備えて講習会の開催数を倍増する等の対応を行った競技団体もみられた。このような取り組みにより、受講者・登録者で高い値を示す結果になったと考えられる。逆に考えると、本調査を実施した時期が、義務付けの取り組みのピークと重複している可能性があり、この結果は一時的なものとも考えることもできる。国民体育大会監督に対する資格義務付けは2013年に全競技で完全実施とな

るが、今後、この値がどう変化していくか注視が必要だろう。

一方、上記の項目とは逆に、「スポーツ指導者として社会的な信頼を得るため」では、登録者(2.94)が受講者(2.69)より有意に高く、「資格がないと仕事上やりづらいから」では、更新者(1.76)が受講者(1.53)より高い結果となった。他の項目ではいずれも受講者の値が高い傾向にある中、後の局面の方が平均値が高いという傾向を示したが、これら 2 項目はいずれも他者に対する評価（職能評価）に関連する項目である。特に、「資格がないと仕事上やりづらいから」は、全項目の中では低い得点ではあるものの、多くの項目で受講→登録→更新と順を追うに連れて各項目の得点が低下しているのに対して特徴的な結果だといえる。この結果について、資格を取得した者の相当数が資格取得後に転職しているとは考えにくく、受講者・登録者と比べて「資格がないと仕事上やりづらい」ととらえる更新者の割合が高いことによると考えられる。つまり、「仕事上やりづらい」と感じない指導者が資格を辞退してしまったために結果的に更新者の平均値が他と比較して高い可能性がある。馬場は、更新する必要がある者しか資格を更新していない可能性を指摘していたが、本研究の結果はその可能性を改めて示すものであり、今後も注視する必要があるだろう。

6-5. まとめ

本研究では受講・登録・更新の局面による公認スポーツ指導者資格の保有（取得）理由の差異を検討することを目的としたが、横断調査の結果、各局面における項目の順位に大きな変動はなく、資格に対する認識が各局面で大幅に異なるわけではないことが示された。一方で、各項目の得点にはいくつかの差異が確認された。特に、「知識・技能を高めるため」はいずれの群でも平均値がもっとも高い結果であったが、各群の比較では更新者が有意に低い結果となった。また、「資格がないと仕事上やりづらいから」では更新者の方が有意に高い値を示しており、職業的な認識が受講時に比べて高いことが示唆された。これらの結果は、本資格の根幹である「知識・技能の向上」という機能に対する認識が更新者で弱まっており、逆に、受講・登録時と比較して必要に迫られて資格を保有する者が多い可能性を示している。本研究の結果からは、今回調査に用いた各項目の得点が低くなることで資格辞退につながるかまでは確認できないが、一般的に考えて、資格を保有する理由が不明確であることは資格辞退につながる可能性があり、資格義務付けの動きが広がっていく今後も受講・登録・更新のそれぞれの局面における指導者の認識には注意を払っていく必要があるだろう。

第7章 総合論議

我が国の代表的な指導者資格である日本体育協会公認スポーツ指導者制度は東京オリンピックを契機に誕生し、これまでのスポーツの振興に大きな役割を果たしてきたが、今後もスポーツ振興における指導者の重要性はますます高まっていくと予想される。

公認スポーツ指導者の量的増大を図るためには、一度資格を取得した者に資格更新を促すことが効果的・効率的な方策だと考えられるが、更新制の意義については複数の指摘があるとともに、現在の指導者にとって資格がどのように機能しているのかが不明である。そこで、本論文では、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の「更新」の局面に焦点を当て、研究上の課題として以下の4点を設定した。

1. 公認スポーツ指導者資格保有者はどのような理由により資格を更新しているのか。また、それらに指導者の属性は影響を与えているのか。
2. 公認スポーツ指導者資格辞退者はどのような理由により資格を辞退しているのか。また、それらに指導者の属性は影響を与えているのか。
3. 公認スポーツ指導者資格の継続者と辞退者の特徴は異なるのか。
4. 公認スポーツ指導者資格の更新制の意義についての指摘があるが、指導者が資格を保有（取得）する理由は、受講、登録、更新と局面によって差異があるのか。

これらの研究上の課題に対して得られた結果をもとに、公認スポーツ指導者制度の課題、その改善策について以下のとおり検討した。

7-1. 各研究課題に対する結果の要約

①公認スポーツ指導者の資格保有理由と指導者の属性が与える影響

スポーツ指導者資格全般について、資格の更新制が機能していないとの指摘があるが、これまで指導者自身の認識は十分に把握・分析されていない。また、「社会体育指導者の知識・技能審査事業」の廃止を含め、公認スポーツ指導者を取り巻く環境は制度創設当初とは変化している可能性がある。さらに、登録者が増加する中、指導者の性別、年齢、指導領域が資格保有理由に影響を与えているとすれば、これらを把握することは今後の制度促進のために有用な情報になりうる。そこで、公認スポーツ指導者資格保有者はどのような理由により資格を更新しているのか。また、それらに指導者の属性が影響を与えているの

かを検討することとした。

このため、資格更新者を対象とした質問紙調査で得られたデータ分析を試みた。その結果、「知識・技能を高めたいから」で「あてはまる」と回答する者がもっとも多く、且つ、性別・年齢・指導領域のいずれの影響も受けていないことが明らかになった。また、若い世代であることが、「資格がないと仕事上やりづらいから」、「就職に有利になると思うから」と回答することにプラスの影響を与えていたが、他の項目と比べて「あてはまる」と回答した者の割合は低かった。1990年代以降の就職難・雇用不安や、国の「民間技能審査事業認定制度」の廃止により、資格全般が職業・就職との結びつきが強くなってきており、資質向上のために公認スポーツ指導者資格を保有するという考えが薄まっていることが懸念されたが、現在でも「知識・技能を高める」という資質向上の機能は主たる保有理由となっていることが明らかになった。一方で、若い世代においては、公認スポーツ指導者資格に対して、職業・就業上の機能に対する認識が強いことが示唆された。

また、学校スポーツ指導者であること、40代であることが「資格がないと大会出場（帯同）できないから」においてプラスの影響を与えていたが、これは、昨今の各種大会の監督に対する資格の義務付け策が特にこれらの要因をもつ指導者の認識に反映されているといえる。さらに、すべての項目において性別の影響は確認できず、資格保有理由から検討する限り、すでに資格を有している者の活動の促進・サポートという観点からは男女差を考慮する必要がないと考えられる。

②公認スポーツ指導者の資格辞退理由と指導者の属性が与える影響

資格保有を継続する指導者が存在する一方、公認スポーツ指導者資格の更新率は70%前後とのデータがあり、およそ3割程度の指導者は更新手続きをせずに資格を放棄しているのが現状である。これまで指摘されてきたとおり、「指導者資格取得によって生じるメリットとしての社会的機能、経済的機能が明確になっていない」¹⁸⁾、「資格を取得したらどのようなメリットがあるのかわかりにくい」⁵¹⁾といったような点が資格辞退の主な理由になっていると推測されるが、これまで、実際に指導者の認識については調査・分析された例はない。且つ、①と同様に、指導者の属性が影響を与えているとすれば、どのような層でどのような認識が強いのか確認しておく必要があるといえる。このため、公認スポーツ指導者資格辞退者はどのような理由により資格を辞退しているのか。また、それらに、指導者の属性は影響を与えているのかを検討することとした。

資格を一旦登録したものの、何の意思表示もせずに資格を辞退している者を対象とした質問紙調査のデータの分析の結果、以下のことが示された。

まず、資格辞退者の6割程度が指導活動を継続しているにも関わらず資格を放棄していることが示された。サンプル数が少ないため一般化には慎重を要するが、指導活動を継続しているにも関わらず資格を辞退する者が一定数存在することが確認された。また、資格

辞退理由として、「登録することによる指導上のメリットをあまり感じないから」で「あてはまる」と回答する者がもっとも多く、性別・年齢・指導領域のいずれの影響も受けていないことが示された。これにより、先行研究で指摘されていた「メリットがわかりづらい」との制度上の課題が、資格辞退理由として指導者自身にも強く認識されていることが明らかになった。一方、手続き上の不備により資格を失効している者も一定数存在する可能性が示され、手続きや制度の簡素化が辞退者減少に効果がある可能性が確認された。また、資格辞退理由の全17項目中、指導者の属性の影響が確認されたのは「周囲（関連団体を除く）に勧められなかったから」の1項目のみであり、指導者の属性が辞退理由に及ぼす影響は、資格保有理由と比較して弱い傾向にある。性別、年齢、職業に関わらず、皆同じような認識で資格を辞退していることが示された。このことから、辞退者を減少させるためには、「メリットがわかりづらい」あるいは「職業につながらない」といったこれまでも指摘されてきた課題の解決策の検討・実行が求められるが、制度本来の趣旨も検討したうえでの対策が必要だと考えられる。

③公認スポーツ指導者資格継続／辞退に指導者の属性が及ぼす影響

一旦資格を取得した者に対して、資格継続を促し辞退者を最小限に留めることは制度上重要な課題である。資格継続を促すためには資格辞退者の特徴を明らかにすることでターゲットを絞った取り組みが可能となると考えられる。そこで、公認スポーツ指導者資格の継続・辞退に影響を与える要因（指導活動状況・人口統計学的変数）について検討した。

検討にあたっては、現在の公認スポーツ指導者資格の置かれている状況を考慮し、「スポーツ指導活動が自身の生計と直結している指導者の方が資格を継続する傾向にある」、「ジュニア世代を指導している者、指導対象者の競技水準が高い者の方が資格を継続する傾向にある」という状況が生じている可能性があるかと予想した。しかし、分析の結果、指導領域、指導場所、あるいは指導対象者の世代、競技水準等の指導活動状況は、資格継続／辞退と有意な関連は確認できなかった。今野ら⁴⁷⁾は、労働市場における資格の役割の重要性が増していることを指摘していたが、資格継続／辞退の側面からは、スポーツ指導という職業において公認スポーツ指導者資格の有用性は高くはないことが示唆された。また、監督に対する資格義務付けも、その導入競技・大会はまだ少なく、継続／辞退に影響を与える要因とまでは至っていないと考えられる。一方で、指導者自身の職業で、自営業に対して勤め人の方が継続に対して継続の確率が有意に高いことが明らかになった。これらの結果は、「公認スポーツ指導者」という固有の資格に対する認識よりも、一般的な資格に関する認識の方が継続／辞退と関連が深いと捉えることができる。

指導活動状況と継続／辞退の関連がみられないことは、指導者資格がどのような層にとって必要とされているのかも不明な状況にあることを示しており、これまで指摘されているように資格の機能が不明確な状況を改めて示した結果といえる。指導者自身に対しても、

また指導対象者のためにも、資格の持つ機能をより明確化していくことが求められる。

④公認スポーツ指導者資格の受講・登録・更新の局面における資格保有（取得）理由の差異の検討

公認スポーツ指導者資格を取得し、保有し続けるには、講習会受講、新規登録、更新登録の局面がある。スポーツ指導者資格の更新制が機能していないとの指摘があるが、そうだとすると、講習会受講時は明確であった資格の保有（取得）理由は、登録、更新と時間の経過とともに薄れていき、最終的には資格辞退に至るという状況が生じている可能性がある。そこで、受講・新規登録・更新の局面によって指導者の資格保有（取得）理由に差異があるか否かについて検討することとした。

講習会受講者、新規登録者、更新者に対する横断調査の結果、各局面における項目の順位に大きな差異はなく、資格に対する認識が各局面で大幅に異なるわけではないことが示された。一方で、各項目の得点は局面間で有意な差が認められ、全ての局面で「知識・技能を高めたいから」はもっとも高い得点だったが、更新者の得点は他の2群より有意に低い値を示した。他者からの勧めに関する項目でも同様の傾向が見られた。逆に、「資格がないと仕事上やりづらいから」では、更新者が受講者より有意に高い値を示した。これらの結果は、本資格の根幹である「知識・技能の向上」という機能に対する認識が更新者で弱まっており、逆に、受講・登録時と比較して必要に迫られて資格を保有する者が多い可能性を示している。本研究の結果からは、今回調査に用いた各項目の得点が低くなることで資格辞退につながるかまでは確認できないが、一般的に考えて、資格を保有する理由が不明確であることは資格辞退につながる可能性があり、資格義務付けの動きが広がっていく今後も受講・登録・更新のそれぞれの局面における指導者の認識には注意を払っていく必要があるといえる。

7-2. 資格の資質向上の機能について

第3章では、公認スポーツ指導者資格の資格保有理由について検討したが、公認スポーツ指導者は、「知識・技能を高める」という資質向上を理由に資格を保有（更新）している者が多く、且つ、性別・年齢・指導領域といった属性は関連していないことが明らかになった。永松³⁶⁾は、「生涯スポーツ指導者の資格は、資格取得によってスポーツやフィットネスの指導に関する知識や技術の能力を開発する」と予測していたが、本研究により示された指導者の認識からは、この言説は支持されたといえるだろう。また、公認スポーツ指導者制度の冒頭に示されている「国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上」⁴⁵⁾という趣旨と、指導者の認識は合致しており、現在の制度は一定の成果を挙げていると捉えることができるだろう。

一方で、資格辞退理由において、「資格がなくても知識・技能は高められるから」に対す

る肯定度は全項目中 3 番目に高く、且つ、指導者の属性の影響を受けていないことが示された。河野²⁴⁾は、民間資格の機能として、「学習者に対する学習への動機づけ」を挙げているが、当然ながら、資格を持っていることで自動的に知識・技能が高まるわけではなく、「資格を持っているのだから自己研鑽しなければ」というように、あくまで資格は資質向上の「きっかけ」と捉えるべきだろう。さらに、受講者・登録者の資格保有（取得）理由と比較すると、更新者の「知識・技能を高めたいから」における平均得点は有意に低く、受講・登録という資格を取得する局面と比較して、資質向上のために資格を保有するという認識が弱まっている可能性が示された。この結果は、当初、知識・技能を高めることを目的に資格を取得した指導者たちに対して、資格取得後のスキルアップの場が十分提供されていないことを表している可能性がある。現在、公認スポーツ指導者資格を更新するために最低限必要な要件は 4 年に 1 回、3 時間以上の研修会を受けることとなっているが、自県で開催される研修会に定員オーバーで参加できなかったというケースもみられ、必ずしも十分な場が用意されているとはいえない。また、指導者によっては、規定の要件よりさらに多くの研修、セミナーに参加を希望する者も存在するだろう。これらのニーズにも応えていくことで、資格を保有・更新するに際しても、受講時や登録当初と同様に、資質向上という目的意識を明確に持ってもらうことが可能になると考えられる。

7-3. 資格の職業・就業に関する機能について

過去の研究では、公認スポーツ指導者資格あるいはスポーツ指導者資格全般の問題点として職業・就業に役に立たない点が指摘されていたが、これまで、指導者自身の認識・実態は明らかにされていなかった。このため、本研究では、資格の保有・辞退理由として、職業・就業に関する機能がどの程度認識されているのかを検討するとともに、指導活動状況と資格継続／辞退の関連について検討した。

その結果、指導者の資格保有理由では、「資格がないと仕事上やりづらいから」(23.6%)、「就職に有利になると思うから」(11.3%)では「あてはまる」と回答した者は他の項目と比べて少数であった。さらに、資格辞退理由でも、「資格がなくても仕事上問題ないから」(59.2%)は全項目中 2 番目に「あてはまる」と回答する者が多かった。公認スポーツ指導者資格は民間資格であり、業務独占資格・必置資格等でないことからこれらは当然の結果と捉えることもできるが、一方で、保有理由については少数ではあるが、特に若年層でこれらの理由に「あてはまる」と回答する確率が高いことが示された。これは、雇用主・被雇用者双方において、公認スポーツ指導者資格が民間資格であるにも関わらず、一部では職業的な機能が働いていることを示した結果だといえる。実際に、スポーツ・運動指導者に対するニーズについての調査結果⁵²⁾で、民間のフィットネスクラブにおいては、23.5%のクラブで公認スポーツ指導者資格（競技別のみ）保有者が勤務しているとのデータがある。また、日体協が指導者向けに発行している情報誌⁵³⁾の中で、実際に有資格者に資

格取得を奨励し、給与に手当が加算される仕組みを採用しているスイミングクラブの事例が紹介されている。このように、雇用主側においても資格保有を要件としたり、有資格者を優遇する例はみられる。「資格が就職に有利」という認識が広まったのは1990年代以降と比較的最近であり、このため、若年層がこうした状況に敏感に反応しているのとらえることができる。

永松³⁶⁾は、「生涯スポーツ指導者の資格は、スポーツやフィットネスの指導というサービス財の質に関わる情報の一部となる」、「生涯スポーツ指導者の資格は、資格の取得によってスポーツやフィットネスの指導に関連する職業に就くことを可能にする」という仮説は成立しない、あるいは予測できないとしていた。本研究の結果でも、就業・職業上の機能が主たる辞退理由となっていることが明らかとなり、現時点ではこれらの仮説は概ね正しかったといえよう。

公認スポーツ指導者制度は、そもそも東京オリンピックを契機として、培われたスポーツ医科学の知識を各競技・各地に伝えることを目的とした講習会に端を発し、その趣旨は、「国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立すること」、また、「各競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立すること」、「多様なスポーツニーズに対応した指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上を図ること」等が目的とされている⁴⁵⁾。

しかし、これまでみてきたように、社会の大きな流れとして、1990年代以降のバブル崩壊や経済状況の悪化を背景として、規制緩和の一環として公的資格が民間資格となった。同時に、就職氷河期に突入し、職に就けない学生、雇用が不安定な社会人が増加し、多くの人が職を得るための手段として資格を取得しようとするようになり、それに呼応するかのように資格認定団体、資格数とも増加していった。公認スポーツ指導者制度においても、制度の目指すところがどうであれ、現在、職業的な機能が指導者から求められるようになっていたことが過去にも指摘されていたが、本研究により指導者の認識としても実証された。つまり、社会全体の変化の影響を受け、制度創設当初は考慮していなかった、「資格＝職業・就業に関連するもの」という認識が公認スポーツ指導者資格にも一部もたらされ、有資格者の資格保有理由が多様化しているものと考えられる。

指導者に関する国際的な会議体である The International Council for Coach Education (ICCE) でもコーチが職業として認知されるように働きかけることを今後の取り組み事項として挙げている¹⁰⁾。また、海外主要国においてもスポーツ指導者資格が職業と結びついている例はフランスのみである。このように、海外においてもスポーツ指導者資格と職業の関連については十分に整理されていない状況にある。また、我が国においては、「国民のスポーツに対する受益者負担意識の欠如」により、スポーツの指導に「適正な」対価を払うという考えが受け入れられない環境が作られてしまったとの指摘¹⁷⁾もあるとおり、資格の受け皿として整理していくのは容易なことではないといえる。しかし、一部ではあるに

せよ、指導者資格と職業・就業が期待されている以上、この問題を放置しておくことはできない。就職・職業は、スポーツやスポーツ指導を取り巻く環境のみでなく、社会全体の動きや雇用状況とともに変化していく可能性がある。この点も踏まえ、継続的な調査・研究が必要だといえる。

7-4. 指導者資格の機能の不明確さについて

公認スポーツ指導者資格は「スポーツ指導者として必要な能力を有することを証明するもの」と示されているが、辞退者は属性に関係なく「登録することによる指導上のメリットをあまり感じなかったから」、「資格がなくても仕事上問題ないから」といった理由で資格を辞退していた。他の多くの資格がそうであるように、職業上有利になるといったことは一切記載されていないにも関わらず、就業・職業上の機能を期待した指導者が存在していたことを示すと考えられる。そして、彼らは、公認スポーツ指導者資格に期待していた何らかの（特に就業・職業に関わる）メリットが十分なものでなかったために資格を辞退してしまったのではないだろうか。このように、資格を保有する当事者においても、公認スポーツ指導者資格がどのような性質の資格なのか完全には理解されていない状況が示された。資格を取得しようとする者に対して、資格の趣旨を正確に告知していく取り組みが必要だといえる。

さらに、第5章では、公認スポーツ指導者資格の継続／辞退と指導活動状況との関連を検討したが、指導領域、指導対象者の水準等、いずれも有意な関連は認められなかった。この結果は、ある特定の層が辞退する傾向が強いといった状況はなく、公認スポーツ指導者が様々な場面で幅広く活動しているとみることができる。しかし、逆に、指導者の活動場所、指導対象者がどうであれ、「この場面では公認スポーツ指導者資格が必要（役に立つ）」といった認識が存在しないことを示しているとみられる。例えば、民間施設での有資格者優遇もあくまで一部の事業主での取り組みにすぎず、大会監督に対する義務付けも、国民体育大会こそ2013年からすべての競技で実施となるものの、その他の大会での義務付けは競技によって差がみられる。「資格がないと大会出場（帯同）できないから」（29.1%）、「資格がないと仕事上やりづらいから」（23.6%）等の項目で「あてはまる」と回答した者が少ないこともこの状況を示しているといえるだろう。

また、資格の根幹である「資質向上」においても、ある人は「知識・技能を高める」ために資格を保有する一方で、ある人は「資格がなくても知識技能を高めることはできる」と考え資格を放棄している。このように、スポーツ指導者自身も、各スポーツ場面でも、公認スポーツ指導者資格に対する認識・意味づけが曖昧で、統一されていないと言わざるをえないだろう。

日体協自身も、これまで「様々なスポーツ場面に万遍なく」を意識してか、ターゲットを絞っての登録者数増加のための施策や、受け皿の開拓にはあまり取り組んでこなかった

が、登録者数が増加し、資格一般に対する認識も多様化してきている現在、万遍なくカバーするという考え方は限界を迎えている可能性がある。例えば、現在の制度では、ナショナルチームの専任監督であっても、県（あるいはそれ以下）レベルの監督をしている指導者であっても、講習会・検定試験をクリアすれば同じ上級コーチ資格が付与されている。つまり、ボランティアとして指導を希望する者と、専門的職業として指導を希望する者に同じ資格が付与されている状況である。これは、馬場⁴⁶⁾が指摘していたとおり、一つの資格に対して「有資格者が増えることに意味がある」、「有資格者が少ないことに価値がある」という二つの相反する意味づけがなされている状況である。松尾¹⁸⁾は、将来の資格制度として、「開かれた専門職として社会的地位を向上することを目指した資格付与と、ボランティアの資質の向上を目的とした資格付与」という「ボランティア—プロフェッション併存型」の指導者システムを提案しているが、この案が現状の改善につながる可能性がある。例えば、サッカーやテニスでは、公認スポーツ指導者制度に付け加える形で、上級コーチのさらに上の「S級」資格を独自で付与している例がある。S級資格は、国際大会に帯同するスタッフに保有を義務付けたり、Jリーグの監督になるための必須要件となっているが、公認スポーツ指導者制度全体としても、いわゆるプロフェッショナルな資格の創設について検討する余地があるかもしれない。このような取り組みによって、公認スポーツ指導者資格の役割が明確になることにより、資格の認知度が上がり、指導者、指導対象者双方にとって有用な資格として発展していくことが望まれる。

7-5. 資格の更新制について

これまで、公認スポーツ指導者資格を含むスポーツ指導者資格に対して、「更新制が機能していない」あるいは「更新制にする必要がない」といった指摘があった。本研究では、資格を取得するための講習会受講時、その後の新規登録時、さらに更新というそれぞれの局面において資格保有（取得）理由に差異がみられるのかについて検討を行った。

全体的な傾向としては、受講・登録・更新の局面で、指導者の認識の傾向に大幅な差異はなかったといえる。一方、本章第2節でも触れたとおり、「知識・技能を高めるため」はいずれの群でも平均値がもっとも高い結果であったが、各群の比較では更新者が有意に低く、受講時あるいは資格登録当初と比較して、更新者で資質の向上という機能に対する認識が弱まっていることを示しているといえる。また、「資格がないと仕事上やりづらいから」では更新者の方が有意に高い値を示しており、受講・登録時と比較して必要に迫られて資格を保有する者が多い可能性が示された。今回調査に用いた各項目の得点が低くなることで資格辞退につながるかまでは確認できないが、一般的に考えて、資格を保有する理由が不明確であることは資格辞退につながる可能性があり、今後も受講・登録・更新のそれぞれの局面における指導者の認識には注意を払っていく必要があるだろう。

公認スポーツ指導者を含めたスポーツ指導者資格の役割は、他者に対して教えることで

ある。同じく「教える」ことを業務とした国家資格である教員免許では、平成 21 年から更新制が導入されたが、その目的は「定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの」とされている⁵⁴⁾。この考えと同様に、教えることが役割であるスポーツ指導者が常に最新の知識を得ようと努力すべきなのは自明のことであり、その意味で、更新制が採用されているのは妥当だといえる。しかし、資格を保有、更新しようとする者に対するスキルアップの機会・場の提供は不十分であった可能性がある。

公認スポーツ指導者制度は、長らくその数の不足が最重要課題であり、講習会開催に多くのリソースが注がれてきた経緯がある。現在も数的な充実が必要なことは間違いないが、本研究の結果から、多くの指導者は「知識・技能の向上」のために資格を更新しているが、その認識は受講・登録時と比べて弱まっている可能性があること、また、更新者がいる一方で、「資格がなくても知識・技能を高められる」と考え、指導を行っているにも関わらず資格を辞退する者も存在することが明らかになった。さらに、資格辞退理由でもっとも「あてはまる」と回答した者が多かったのは、「登録することによる指導上のメリットをあまり感じなかったから」であった。本研究では「メリット」の具体的内容までは尋ねていないが、職業的なメリットもさることながら、資格を持っていても自己研鑽の機会が得られず、メリットがないと考えた指導者もいるかもしれない。

このような状況が生じていることの一因として、本章第 2 節でも述べたとおり、取得時に対して、資格取得後の更新時のフォローアップが少ないことが指摘できる。資格の根幹であり、指導者自身も重きを置いている資質向上の機会を提供していくことで、資格の更新制は、制度としても、有資格者にとっても意義のあるものになっていくのではないだろうか。

また、指導者の資格辞退理由として、属性に関係なく事務手続き上の不備によって資格を辞退している者が一定数存在することが確認された。実際にも、本人には更新の意思があったにも関わらず「有効期限が過ぎたことに気付かなかった」あるいは「更新のための研修を受講しなければいけないことを知らなかった」等の理由により資格を失効してしまう例もしばしば見受けられる。日体協では 2012 年よりインターネット上の登録手続き制度を導入したが、これらの事務手続きの簡素化も引き続き進める必要があるだろう。

また、第 6 章では、「関連団体から勧められたから」等の他者からの勧めに関する保有理由の得点は、更新者において登録者・受講者より有意に低いことが示された。この結果は、日体協・競技団体等の資格認定団体からの更新に対する働きかけが資格取得時と比べて低いことを示した結果とも考えられる。まずは、認定団体自身が更新についての意識を高めることが取り組みの第一歩かもしれない。

7-6. 各種大会監督に対する資格義務付けについて

近年の公認スポーツ指導者資格に関わる動きとして、各種大会監督に対する資格義務付けがある。第3章では、「資格がないと大会出場（帯同）できないから」との理由により資格を保有する者が一定数存在し、学校指導者であること、40代であることがプラスの影響を与えていることが示された。一方で、資格継続／辞退と指導対象者の競技水準・世代との間に有意な関連はみられず、義務付けが推進されている領域に属する指導者が資格を継続する傾向が強いわけではなかった。このことから、義務付け策は一部の指導者には認識されているものの、資格継続という実態に影響を及ぼすほどには広まっていないことが示唆された。

また、義務付けに対する認識は、更新者は受講者・登録者と比較して有意に低いとの結果も得られた。この取り組みが一過性のものとならないよう、新規受講者のみでなく、現在の保有者についても継続的に周知していくことが求められる。

なお、この義務付け策について、例えばサッカーJリーグの監督に対するS級資格の義務付けは、Jリーグの監督は職業であるため、業務独占資格になっているといえる。一方、国民体育大会監督等の大会単位での義務付けは期間限定のボランティアであり、業務独占資格になり得ていないことについての指摘がある。たしかに、大会単位での義務付けは職業の場としての「受け皿」を提供するものではない。この点を明確に周知していかないと、先に述べた「資格の機能の不明確さ」を益々助長し、資格辞退の原因となる恐れもある。義務付け策はあくまで指導・強化体制の充実、つまり「自主規制」としての取り組みだということを明確に示していく必要があるだろう。

第8章 まとめ

今後、スポーツ指導者が担うべき役割はますます大きなものになってくると考えられるが、これまで、スポーツ指導者に主眼においた研究、あるいはスポーツ指導者資格に焦点を当てた研究は十分とは言い難い状況にある。本研究は、我が国の代表的なスポーツ指導者資格制度である日本体育協会公認スポーツ指導者制度を対象に、主に資格の更新という局面に焦点を当て、資格が指導者にどのように認識されているのかを受講・登録、あるいは辞退といった局面との差異等も含め横断的に検討してきたが、本研究から得られた主な知見およびそこから導き出された制度の今後の展望は以下のとおりである。

- ・ 公認スポーツ指導者資格更新者の主たる資格保有理由は、指導者の属性に関わらず「知識・技能を高めたいから」であり、日体協が掲げる制度の趣旨と一致していた。一方で、資格がなくても知識・技能を高められると考える者も少なからず存在し、この認識は受講・登録の局面と比べて更新者で相対的に弱いことが示された。さらに、資格辞退者の主たる理由は属性に関わらず「登録することによる指導上のメリットをあまり感じなかったから」であった。現在、資格取得のための講習会と比較して、資格を取得した者に対するフォローアップ、スキルアップの機会の提供は少なく、これらに力を入れていくことで、更新率の向上および指導者全体のレベルアップが図れると考えられる。
- ・ 「資格がないと仕事上やりづらいから」、「就職に有利になると思うから」といった保有理由は、主に若年層での肯定度が高いことが示されたが、他の項目と比べて肯定度は低かった。一方で、公認スポーツ指導者制度が目的としていないにも関わらず、「資格がなくても仕事上問題ない」ことを理由に資格を辞退する者も存在する。このことから、資格を取得しようとする者に対して、資格の趣旨を正確に告知していく取り組みが必要だと考えられる。
- ・ 公認スポーツ指導者の資格継続／辞退と、指導者の指導活動状況には有意な関連は認められなかった。これは、有資格者が様々な場面で万遍なく活躍していると捉えることもできるが、現在取り組まれている各種大会における資格義務付けの効果が出ていない、あるいは、指摘されているとおり職業的な機能が不十分であることを示しているとも解釈できる。ボランティア指導者と専門職業として指導するトップレベル指導者に同じ資格を付与している現行制度は、登録者数が増え、資格一般に対する認識も変化してきている中、限界を迎えている可能性があり、機能に応じて資格を分割する、あるいは分類の再構築を行う必要性が示唆された。

本研究は、個々の公認スポーツ指導者の時間的な意識の変化を明らかにしたものではなく、あくまで複数の局面を横断的に捉えたものである。また、特に辞退者の分析対象数は

十分とは言い難く、本研究の結果をもってすべての公認スポーツ指導者の傾向として一般化するには注意が必要である。しかしながら、これまでスポーツ指導者資格についてはその歴史的背景や先行研究からその課題が考察された例はみられるものの、指導者資格制度の主役である指導者自身の認識をもとにそれらを論じた研究はみられなかった。本研究では、有資格者の複数の局面を対象とした調査から指導者自身の認識やそれらと関連する要因の検討を行い、その結果に基づき現在の制度の課題を検討したが、ここに本研究の意義があるといえる。

近年、スポーツ指導者および資格保有者を対象とした研究は減少傾向にあるが、2005年の個人情報保護法の施行に伴い、有資格者のデータ入手・利用が困難になったことも影響していると考えられ、今後もこの点については慎重な対応が求められる。しかし、公認スポーツ指導者制度をさらに充実させ、今後のスポーツ振興で重要な役割を担うスポーツ指導者のサポートをより強いものとするため、さらにはこれを以て我が国のスポーツ環境を整備していくため、国内におけるスポーツ指導者およびスポーツ指導者資格制度の研究をさらに深めていく必要がある。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省；スポーツ振興法，1961
- 2) 文部科学省；スポーツ基本法，2011
- 3) 文部科学省；スポーツ基本計画，2012
- 4) 内閣府；体力・スポーツに関する世論調査，2011
- 5) 千葉県教育委員会；平成21年度千葉県総合型地域スポーツクラブに関する調査，2009
- 6) UNESCO；体育およびスポーツに関する国際憲章，1978（文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020901h1.htm より）
- 7) 笹川スポーツ財団；「スポーツ政策調査研究」報告書，2011
- 8) 守能信次；フランスにおける社会体育指導者の資格制度，中京大学体育学論叢，Vol. 29 No. 2，pp17-29，1988
- 9) International Council for Coach Education ホームページ；<http://www.icce.ws/>
- 10) International Council for Coach Education；A Strategy for the International Council for Coach Education for the period 2010-2015，2010
- 11) 公益財団法人日本体育協会ホームページ；<http://www.japan-sports.or.jp/coach/>
- 12) 公益財団法人日本レクリエーション協会ホームページ；<http://members.recreation.jp/>
- 13) 公益財団法人健康・体力づくり事業財団ホームページ；
<http://www.health-net.or.jp/shikaku/index.html>
- 14) 公益財団法人日本体育協会・公益財団法人日本オリンピック委員会；日本体育協会・日本オリンピック委員会100年史 PART1 日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年，2012
- 15) 保健体育審議会；社会体育指導者の資格付与制度について（建議），1986
- 16) 文部科学省；スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規定，2000
- 17) 澁谷茂樹，浦久保和哉；日本のスポーツ指導者養成システムを検証する，現代スポーツ評論17「監督・コーチという仕事」，創文企画，2007
- 18) 松尾哲矢；生涯スポーツ社会における指導者システムの再構築—スポーツ・レクリエーション指導者のプロフェッション化（専門職化）と資格問題—，生涯スポーツの社会学（厨義弘著），学術図書出版社，1997
- 19) 日本体育協会指導者育成専門委員会；「これからのスポーツ指導者育成事業の推進方策」，2006
- 20) 財団法人日本体育協会国民体育大会委員会；国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格義務付けについて，2010

- 21) 公益財団法人 日本体育協会ホームページ ;
<http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/248/Default.aspx>
- 22) 公益財団法人日本体育協会 ; 「指導者のためのスポーツジャーナル」, 1989年～2011年
 までの該当号
- 23) 八代尚宏編 ; 社会的規制の経済分析, 日本経済新聞社, 2000
- 24) 河野志穂 ; 大学における資格・検定取得支援の現状と背景 : 経済・経営・商学系私立
 大学の大学案内にみる資格・検定講座の設置状況, 佐賀大学高等教育開発センター編
 大学教育年報, Vol. 4 p. 37 -56, 2008
- 25) 自由国民社 ; 国家試験・資格試験全書, 2005
- 26) 文部科学省 ; 国家資格一覧 (平成 15 年度生涯学習分科会 (第 20 回) 資料を参照.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryou/03072901/003.htm)
- 27) 内閣府;規制改革推進3か年計画(改定);<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/020329/>
- 28) 日本文芸社 ; 資格取り方・選び方オールガイド, 2012
- 29) 新井吾朗 ; 「資格」制度の社会的機能に関する考察ー技能検定制度についてのヒアリン
 グ調査をもとにー, 産業教育学研究, Vol. 7, 1998
- 30) 生涯学習審議会 ; 「生涯学習の成果を生かすための方策について 審議の概要」, 1997
- 31) 久保正秋 ; 「コーチ」の諸問題に関する一考察 : 近年におけるアメリカの動向から,
 東海大学紀要. 体育学部, Vol120, pp25-37, 1990
- 32) 財団法人日本体育協会スポーツ科学委員会 ; スポーツの指導者養成に関する社会学的
 研究, 昭和 61 年度日本体育協会スポーツ科学研究報告, 1986
- 33) 柳 敏晴 他 ; スクーバ・ダイビング指導者の現状とマーケット研究 Iー指導資格取得
 の効果ー, 鹿屋体育大学学術研究紀要 Vol. 9, pp119-126, 1993
- 34) 並河裕 ; 地域スポーツ経営に関する研究 (1) : 社会体育指導者を中心に, 琉球大学教
 育学部紀要第一部・第二部, Vol. 43, pp387-397, 1993
- 35) 松尾哲矢他 ; スポーツ・レクリエーション資格とその任用に関する社会学的研究 (1)
 ースポーツ・レクリエーション資格の機能要件分析ー, 日本体育学会第 47 回大会「体
 育社会学専門分科会発表論文集」, pp216-221, 1996
- 36) 永松昌樹 ; スポーツと健康づくり活動に関する指導者資格制度の課題, 大阪教育大学
 紀要第IV部門, Vol. 47, NO. 1, pp291-301, 1998
- 37) 文部科学省 ; スポーツ振興基本計画, 2006
- 38) 総合型地域スポーツクラブに関する有識者会議 ; 今後の総合型地域スポーツクラブ振
 興の在り方について～7つの提言～, 2009
- 39) 文部科学省 ; 平成 23 年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果, 2012

- 40) 中澤篤史;学校運動部活動の戦後史(上)―実態と政策の変遷―, 一橋社会科学, Vol. 3, pp. 25-46, 2011
- 41) 財団法人日本体育協会; 21世紀の国民スポーツ振興方策―スポーツ振興2008―, 2008
- 42) 永松昌樹;『スポーツ産業論』第5版「第16章スポーツ資格制度」, 杏林書院, 2011
- 43) 馬場宏輝; スポーツ指導者の資格付与に関する課題について―資格社会の背景を踏まえて―, 体育経営管理論集, Vol. 3, No. 1, pp11-26, 2011
- 44) 馬場宏輝; 日本体育協会公認スポーツ指導者の資格継続登録に関する研究～宮城県所属公認スポーツ指導者を対象に～, 東北体育学研究, Vol. 27, No. 1, 2010
- 45) 公益財団法人日本体育協会: 公認スポーツ指導者制度オフィシャルブック2012, 2012
- 46) 馬場宏輝;『スポーツ政策論』「スポーツの資格と雇用」, 成文堂, 2011
- 47) 今野浩一郎, 下田健人;「資格の経済学―ホワイトカラーの再生シナリオ―」, 中公新書, 1995
- 48) 財団法人日本体育協会指導者育成専門委員会指導者広報情報部会; スポーツ指導者実態調査概要版, 2010
- 49) 千葉県教育委員会; 第11次千葉県体育・スポーツ推進計画, 2012
- 50) 神奈川県教育委員会教育局保健体育課;「学校の特色となる運動部活動」実践事業実践報告書, 2009
- 51) 川崎 順一郎他; わが国の健康・体育・スポーツ関連指導者養成政策に関する研究, 熊本大学教育学部紀要. 人文科学, Vol. 40, pp 101-111, 1991
- 52) 財団法人健康・体力づくり事業財団; スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査, 2010
- 53) 財団法人日本体育協会;「指導者のためのスポーツジャーナル」, Vol. 290, 2011
- 54) 文部科学省; 教員免許更新制の概要
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1316077.htm